

平成 6 年度

米国及びヨーロッパ諸国の
建設産業政策に関する調査研究報告書

平成 7 年 3 月

委託者 財団法人 建設業振興基金

受託者 財団法人 建設経済研究所

目 次

第一部 アメリカの中小建設業対策

第1章 中小企業に関する発注政策	1
Ⅰ 中小企業発注政策の概要	1
1. 連邦機関による中小企業等の活用目標	
2. 州政府、地方自治体による中小企業等の活用目標の設定	
3. マイノリティへの発注優遇問題の経緯と最近の動向	
Ⅱ 元請契約拡大のための施策	3
1. セット・アサイド・プログラム	
2. 入札価格優遇制度	
3. 契約履行能力証明制度	
4. ボンド再保証制度等	
5. 社会・経済的弱者所有中小企業のための“8(a)条プログラム”	
Ⅲ 下請契約拡大のための施策	8
1. 元請契約における中小企業の下請目標の設定	
2. 入札基準の活用	
3. 下請目標を上回った場合のボーナス制度	
第2章 下請業者の保護育成制度	10
Ⅰ 支払に関する法的保護	10
1. 履行保証・支払保証	
2. 早期支払	
Ⅱ 元請業者と下請業者責任	14
1. 元請業者の下請制限	
2. 下請業者の資格制限	
3. 下請契約制度	

Ⅲ 下請入札制度	-----	15
1. 下請入札制度		
2. 下請入札制度の適用される職種及び適用される場合		
3. 下請入札の手続き		
第3章 労働者の保護育成に関する施策	-----	17
Ⅰ 労働者の訓練プログラム	-----	17
Ⅱ 賃金の決定・労働組合と「オープン・ショップ」	-----	17
Ⅲ 一般賃金の設定	-----	18
1. 一般賃金とは		
2. 対象となる労働者		
3. 一般賃金の決定		
4. 一般賃金の確保方法		
(参考資料1) 連邦省庁の中小企業、社会・経済的弱者所有中小企業等対策	-----	21
A. 中小企業庁		
B. 一般調達庁		
C. 運輸省		
D. 陸軍工兵隊（国防総省）		
(参考資料2) 州政府、自治体の中小企業、社会・経済的弱者所有中小企業等対策	-----	29
A. カリフォルニア州		
B. ヴァージニア州		
C. ニューヨーク市		
D. ワシントンD.C.		
(参考資料3) 公共契約の入札手続き	-----	36
(参考資料4) 用語の定義	-----	38
(参考資料5) 1995年度連邦諸機関の優先調達目標見込み	-----	40

第二部 各国の特色ある建設産業政策

第1章 韓国	41
I 請負額についての制限	
II 地域制限競争入札制度及び群制限競争入札制度	
III 優秀建設業者の指定	
第2章 シンガポール	43
I 建築品質評価制度	
II 公共工事入札における品質実績優遇制度	
第3章 イギリス	46
I 指名下請制度	
II 公共工事の受注額についての制限	
第4章 フランス	50
I 保険制度と建築業者資格証明制度	
II 下請契約制度	
第5章 ドイツ	53
I 規模分割発注・職種別分離発注	
II 下請直接支払制度	
第6章 ヨーロッパ連合	55
I 地域優遇政策	
II 中小企業政策	

第一部 アメリカの中小建設業対策

第1章 中小企業に関する発注政策

I 中小企業発注政策の概要

1. 連邦機関による中小企業等の活用目標

(1) 活用目標の設定

政府調達における中小企業政策の目的は、中小企業及び社会・経済的弱者により所有・運営される中小企業が、連邦政府の調達契約において最大限の実質的な参加機会を得られるようにすることがである。

この目的達成のため、すべての調達業務を行う連邦機関には、中小・弱者企業活用局(Office of Small and Disadvantaged Business Utilization)が設置され、各機関の長は、中小企業、社会・経済的弱者所有中小企業に関する参加目標を、中小企業庁(Small Business Administration)と協議して設定しなければならないとされている。(Public Law 95-507, § 221) さらに、行政命令により女性所有企業及び労働力過剰地域内企業についても、それぞれ参加目標を設定するよう求めている。(Executive Order 12073, 12138)

(2) 報告書の提出

これを受け、各連邦機関は、会計年度ごとに中小企業庁に対して、当該年度に行った中小企業施策について報告書を提出することとされている。この報告書においては、設定した参加目標を達成するためにどのような施策を講じたか、及び翌会計年度に予定している参加目標について記述される。中小企業庁は、各機関から提出された報告書に基づき、大統領と連邦議会のために、報告書を作成する。

(3) 目標数値

大統領と連邦議会が設定した政府全体の目標は現在、中小企業に関しては25%、社会・経済的弱者所有中小企業に関しては5%、女性所有企業に関しては5%である。

各省庁の資料を積み上げた95会計年度の政府全体の予定調達総額は、1億5,474万1,500ドル、予定下請契約総額は5,130万3,500ドルである。元請契約に関する95会計年度の予定調達優先目標は、中小企業については23.7%、第8(a)条企業については1.7%、社会・経済的弱者所有中小企業については4.6%、女性所有企業については2.2%となっている。また、下請業者に関する95会計年度の予定参加目標は、中小企業については37.8%、社会・経済的弱者所有中小企業については5.9%、女性所有企業については2.4%となっている。(参考資料4)

2. 州政府、地方自治体による中小企業等の活用目標の設定

州政府、地方自治体においても、地域活性化、雇用確保の観点から、中小企業や社会・経済的弱者所有企業等が発注契約において公正なシェアを確保できるよう、これらの企業の活用目標を設定している。対象となる企業や目標数値は州政府等により異なるが、連邦政府の目標数値を大きく上回る「革新的」な目標を設定しているところも多い。

例えば、カリフォルニア州では、マイノリティ、女性、障害退役軍人所有企業に対して、それぞれ15パーセント、5パーセント、3パーセント、合計23パーセントの活用目標を設定し、元請けあるいは下請けで州事業へのこれらの企業の参加の拡大を図っている。

3. マイノリティへの発注優遇問題の経緯と最近の動向

1960年代にアファーマティブ・アクション・プログラムが始まって以来、マイノリティの保護とそのための特別の規定は、論争の種であり、また、絶えず変化する政治状況に大きく左右され続けてきた。ニクソン大統領とジョンソン大統領は、連邦機関がマイノリティに所有される企業に、また、後には女性や障害退役軍人に所有される企業に、その契約の一定割合を特別枠として確保するための一連の取り組みを通じて、マイノリティ企業に対する連邦政府による支援策を導入した。この連邦政府のプログラムでは、連邦機関はその発注の10%をマイノリティ企業に留保（セット・アサイド）することとされた。

連邦の留保プログラムは、その後、連邦のガイドラインに沿いつつ、州政府や地方政府の機関にも拡大されていった。対象となる資格を有する企業の範囲や留保する割合については、州政府や地方自治体が独自に決定した。さらに、州政府や地方自治体の中には、非常に大きな留保枠を設定するなど「革新的」な施策を採るところもでてきた。

しかしながら、このような「革新的」な施策は、一方で、留保プログラムに対する批判も招き、その合憲性が争われるようになった。こうした中で、1989年の最高裁判所判決、J. A. Croson Co. 対 リッチモンド市（ヴァージニア州）は、すべての州政府や地方自治体の留保プログラムをどのように判断するかについての深刻な前例となった。判決は、6対3でリッチモンド市の30%のマイノリティ契約留保プログラムを修正14条の平等保護条項に違反しているとし、以下のように理由を述べて違憲と判断した。

プログラムは、1)期間が限定されていない、2)過去の差別の事実に基づいている、3)地域に存在しないマイノリティ集団を規定しているように、ほとんど実態に即して修正が行われていない。

J. A. Croson判決以降、多くの州や地方政府の類似のプログラムが地方高等裁判所により違憲と判断された。たとえば、ワシントンD. C. 独自の35%の留保プログラムはCroson判決の前例に基づき違憲とされた。このプログラムは、かつて全国で最も革

新的なものと評価されたものであった。この裁判（O'Donnell 建設 対 コロンビア特別区）では、マイノリティ所有企業に金額ベースで35%の契約を留保することを市の機関に求めるマイノリティ契約法を違憲とした。

このような判決を受け、州政府や地方政府では留保プログラムを再検討することとなり、最終的に、“目標指向”の“自発的”目標プログラムを設けさせることとなった。例えば、カリフォルニア州では1989年に、活用目標(Goal)とは、「発注機関及び業者が達成するよう努力することを求められる数値的目標」と改められた。そして、ここにおいては、入札予定者がマイノリティ企業への下請け契約を拡大するため、「誠実な努力」(Good faith efforts)を行ったかどうか判断される。

最高裁における Adarand建設 対 Pena（運輸大臣）に関する1995年1月17日の審理に照らしてみると、連邦の留保プログラムも違憲とされる可能性がある。この事案は、白人の男性に所有されている建設業者がコロラド州での道路事業を最低入札者であったにも関わらず受注できなかったことについて、平等保護条項違反として訴えたものである。運輸省の政策では、マイノリティ企業を下請けとして活用する連邦事業の元請企業に対して、\$10,000の特別助成を行うこととされている。Adarand 建設は、運輸省を“逆差別”と平等な保護を保証する憲法上の権利を侵害したとしてをとして訴えた。最高裁判所は今年の夏頃にこの事件に関する判断を変更するかもしれない。変更されるまではすべてのプログラムは依然有効である。

II 元請契約拡大のための施策

1. セット・アサイド・プログラム

(1) 中小企業留保(Small Business Set-asides)

セット・アサイド・プログラムとは、公共契約発注の際に、特別枠を設けて中小企業等に対してその分の契約を留保することにより、これらの企業による一定の契約を確保する制度である。対象となる者以外は入札から除外される。発注官庁により設定された中小企業等の活用目標を達成するための方策として用いられている。留保により優遇を受ける対象を中小企業一般とする制度を中小企業留保という。このほか、後述するように、対象をマイノリティ等の社会・経済的弱者が所有・経営する中小企業など特定の企業に絞る制度がある。

中小企業留保は、契約担当官が、①少なくとも2社以上の遂行能力ある中小企業から応札が見込まれ、かつ、②契約が妥当な市場価格でなされると見込まれと判断する場合に適用される。

ただし、中小企業留保の適用を拡大するため、中小企業庁により派遣された調

達センター委員*1は、少額発注以外の調達について個々の契約内容を検討して、中小企業留保を採用するよう発注担当官に勧告することができる。

(2) 少額発注の中小企業留保(Small Business - Small Purchase Set-asides)

25,000ドル以下の連邦政府による少額調達契約については、中小企業しか入札に参加できないこととされている。これも、基本的に、発注担当官が、少なくとも2社以上の遂行能力ある中小企業からの妥当な価格での入札が見込まれと判断する場合に適用することとされている。

(3) 社会・経済的弱者所有中小企業に対する留保

上記の中小企業一般に対する留保プログラムに加え、マイノリティ等の社会・経済的弱者が所有・経営する中小企業に対して、別途留保制度が設けられている。

① 国防総省

国防総省では全体で契約の5パーセント（契約額ベース）をこれらの企業に対して発注することとしている。この社会・経済的弱者所有中小企業に対する留保制度は、基本的に他の優遇制度に対して優先的に適用されるものとされる。

② ニューヨーク市

一部の州政府、地方公共団体の中には、社会・経済的弱者所有企業に対する保護政策を連邦機関より手厚い形で実施しているところがある。

例えば、ニューヨーク市においては、市の契約の内20パーセント（建設発注については、マイノリティ企業に対して14%、女性企業に対して9%、合計で年間発注額の23%）をマイノリティ所有企業、女性所有企業に対して発注する目標を設定している。

2. 入札価格優遇制度

(1) 入札価格優遇制度とは

中小企業等に対する公共発注を拡大するため、入札において、たとえ価格面で最低でなくとも、一定の優遇措置を上乗せして、これらの者の契約への参加を促進する制度。各発注機関において設定された中小企業、社会・経済的弱者所有中小企業等についての参加目標を達成するための一手法として実施されている。中小企業一般に適用されるより、むしろマイノリティ企業の保護、育成等一定の政策目的を達成する観点から設けられている場合が多い。

*1：中小企業庁により大きな調達業務のある連邦機関に派遣される者で、当該機関による調達において中小企業が適正なシェアを確保できるよう支援することを職務とする。

(2) 地元中小企業に対する価格優遇制度

カリフォルニア州においては、中小企業調達契約法 (Small Business Procurement and Contract Act) に基づき、中小企業に対して 5 パーセントの入札価格優遇を実施している。これにより、中小企業は、入札条件に適合する最低価格入札者より 5 パーセント高い入札価格であっても落札することができる。しかしながら、この優遇措置にかかる負担は、50,000ドルが上限とされている。この優遇措置の対象となるには、主たる事務所が州内にあり、事務員が州内に居住していることを要する。

(3) マイノリティ企業等に対する価格優遇制度

① 国防総省

国防総省は、契約が価格を基準に決定されるものである場合には、SDBは、SDB以外の企業の最低入札価格より 10 パーセント高くても落札することができる。

② ニューヨーク市

マイノリティ所有企業、女性所有企業に対して、500万ドル以下のプロジェクトの場合には、最低入札価格より原則 10 % の範囲内であれば落札することができる。

なお、この施策は、前市長により 1992 年に導入されたものであるが、ギャリアーニ新市長は中小企業対策の見直しを行い、入札価格優遇制度は 1994 年に廃止されている。

③ ワシントンDC

社会・経済的弱者所有企業に対して、入札価格の 5 パーセント優遇、提案の 5 ポイント優遇を行うこととしている。この措置の対象となるには、さらに、地元企業（又は一定の基準により地元企業とみなされる企業）であることを要件としている。

(4) 地元企業に対する価格優遇策（ワシントンDC）

地元企業はコロンビア特別区の実施するプロジェクトについて、入札価格の 5 % 優遇、または、提案の 5 ポイント優遇を受ける。

ここで地元企業とは、本社が物理的にコロンビア特別区にあり、特別区により免許を与えられ、そして特別区の税制に従っている企業をいう。

(5) 目標地区契約優遇制度（カリフォルニア州）

目標地区契約優遇法 (Target Area Contract Preference Act) に基づき、衰退地区で以下のような事業を行う地元企業に対して、入札価格優遇する制度。

① 契約履行に必要とされる労働の 50 % 以上を、衰退地域における事業場で行うことを明らかにして入札する州内企業に対しては、5 % の入札価格面での優遇を行う。

② また、契約期間内に、失業リスクの高い者を雇用することに同意した企業は、

その雇用する比率に応じて、1～5%の入札価格優遇を受ける。

ここで、地元企業とは、①本社がカリフォルニア州内にあり、所有者、又は法人の場合には役員が州内に居住している企業、②主要な事務所又は生産施設が州内にあり、州との取引を継続ベースで行うための免許を州から取得しており、そして入札申込みの前3年間州内の仕事に州住民を継続的に雇用している企業をいう。

3. 契約履行能力証明制度(Certificate of Competency)

- 中小企業庁(SBA)は、連邦機関の発注担当官に対して、契約履行能力証明書(COC)を発行することにより、中小企業の受注を支援することができる。
- 証明書は、特定の中小企業について、発注担当官が欠如していると判断した責任能力(例えば、能力、信用、組織力、忍耐力、適応力)の存在を証明するもので、問題となった契約に関してのみ有効である。
- 証明書発行の手続きとしては、
 - ① ある連邦機関が実施した入札において、ある中小企業が最低価格入札を提出したが、発注担当官が、当該中小企業の契約履行能力に問題があると判断して他の者に受注させようと考えるときには、発注を保留し、SBA地域事務所にその決定を通知する。
 - ② SBAは、通知を受けて15日以内に、当該中小企業に対して発注担当官の決定を通知し、COCの発行を申請する機会を与える。
 - ③ 申請を受けると、SBAは当該中小企業の審査を行うチームを派遣し、発注担当官が欠如していると判断した事項について調査をさせる。
 - ④ 調査チームは、地域事務所にCOCの発行について勧告を行い、一定額以下の契約については地域事務所が、それ以外は中小企業庁本庁がCOCの発行を決定。

4. ボンド再保証制度等

(1) 中小企業庁によるボンド再保証制度

中小企業投資法に基づき、中小建設業者のために保証会社が発行するボンドに対して再保証を与える制度。ボンド再保証の方法は2種類ある。

- ① 事前承認方式(PAP)
 - 対象は保証なしにはボンドを獲得できないような中小建設業者(年間売上げが\$350万以下)が、\$125万以下の契約を行う場合。
 - 案件ごとにSBAに再保証を申請する。申請は、保証会社(代理人)を通じて行われ、SBAは保証会社に対して再保証を行う。保証範囲は、被保証額の80%(\$10万以下の契約又は社会・経済的弱者所有中小企業との契約については90%)まで。
- ② 優先ボンド方式(PSB)
 - 対象は保証なしにはボンドを獲得できないような中小建設業者(年間売上

げが\$350万以下)又は社会・経済的弱者により所有・経営される企業が、\$125万以下の契約を行う場合。

- あらかじめSBAに認められた保証会社は、個々の案件については事前の承認なしに、再保証ボンドの発行を行える。保証範囲は、被保証額の70%まで。
- PSBは、大手保険会社による再保証ボンド発行を促進するとともに、社会・経済的弱者所有中小企業によるボンド利用を拡大に資するべく、1988年に導入された施策で、現在このプログラムに参加しているのは全米で15社となっている。

(2)運輸省(DOT)によるボンド再保証等

① ボンド再保証制度

- マイノリティや女性に所有・経営されている企業が、交通関連プロジェクトでボンドを獲得できるよう支援する制度。対象は、社会・経済的弱者に所有・経営されている中小企業
- 申請には、独立の会計士による財務報告や過去の事業実績等を添えるものとされる。
- 基本的な要件に当てはまっていると認められる場合には、DOTは保証会社に対して80%までのボンドを再保証する。ただし、ボンドは、プロジェクトにつき\$100万以下であること。

② 短期融資プログラム

- マイノリティや女性に所有・経営されている企業が、交通関連プロジェクトの契約に係る短期的運転資金を獲得できるよう支援する制度。
- 対象は、社会・経済的弱者に所有・経営されている中小企業
- 対象企業に対して、反復設定可能な信用限度額を設定し、これに基づき、交通関連契約により回収見込みのある資金の融資を行う。
- 融資の一次的な担保は、請負契約の売上げ代金の引渡し証書である。融資の目的は契約を実施する上で必要となる短期的な資金を必要とする場合に限定され、設備購入、既存債務の組み替え、株主への配当等へ用いてはならない。
- このプログラムは、DOTの中小企業・社会経済的弱者企業活用課(OSDBU)と3つのマイノリティ銀行との間に締結された協力協定に基づき運用され、信用限度額を設定するには、DOTと3行のうち1行の双方の承認が必要である。

5. 社会・経済的弱者所有中小企業のための“8(a)条プログラム”

- 中小企業法8(a)条に基づき、社会・経済的弱者所有中小企業の育成、競争性の確保のため契約、金融、技術・経営各面にわたる各種助成を行う制度。
- このプログラムによる助成を希望する者は、必要事項を添えて申請し、対象企

業と認定されると、9年間（当初4年間の発展段階とその後5年間の移行段階）助成施策の対象となる。

- この助成施策の一つとして、SBAが元請けとなって、他の連邦機関との契約を下請けとして受注する機会を割当てる制度がある。ただし、個々の企業に対する契約は、あくまで個々の企業の営業努力に左右され、受注を保障するものではない。詳細な手続きについては連邦調達規則(FAR)19.8に示されている。

Ⅲ 下請け契約拡大のための施策

大規模な公共事業や高度な技術を有する資材の調達などの公共発注については、元請けとして中小企業に対する発注を拡大することには限界があり、むしろ、下請けとして中小企業が実質的に参加する場を拡大することが重要であるとの認識の下、中小企業を下請として活用するための方策が採られている。

1. 元請契約における中小企業の下請目標の設定

連邦政府と一定額以上の契約を締結しようとする元請企業（自身が中小企業である場合を除く。）は、中小企業への下請計画を提出しなければならないとされている。建設業の場合には、100万ドル以上の元請契約には、下請目標の数値（中小企業一般に加え、社会・経済的弱者企業への内訳を含む。）とそのための実施計画が含まれていなければならないとされる。

元請業者は、この下請け目標達成のために「誠実な努力」(a good faith effort)を行わなければならない、これを行わなかったと認められると、発注者は、契約不履行の事由で契約を解除し、損害賠償を求めることができることとされているほか、担当官によりその事実が記録される。さらに、大規模な元請業者に対しては、この「誠実な努力」を行ったかどうかについて、年次報告を求めることとされている。

2. 入札基準の活用

(1) カリフォルニア州

既に述べたとおり、カリフォルニア州では、マイノリティ企業等に対して23パーセントの活用目標を設定しており、元請業者の入札に当たっては、発注者は、入札者（マイノリティ企業等である場合を除く。）が下請契約によりこの目標を達成しているか、もし達成できていないときには、これらの企業を下請として用いるために「誠実な努力」を行ったかどうかを、入札基準の一つとして考慮することができる。

(2) ニューヨーク市

発注者は、入札において、下請としてマイノリティ所有企業、女性所有企業を

活用する程度を審査の重要な基準の一つとすることができる。この場合には、発注者は個々の入札に当たって、以下のことをあらかじめ明らかにする。

- ① すべての提案は、発注者が当該契約に関して設定したマイノリティ所有企業、女性企業の活用のための条件に適合しなければならないこと。
- ② この活用条件を上回る提案に対しては、さらなるポイントが与えられること。
受注を希望する者（マイノリティ企業等ではない場合）は、これらの企業へ下請けに付す業務の種類、価格や下請けとして使用する予定の企業の名称、下請契約受諾書等を、提案中に含めなければならない。

3. 下請け目標を上回った場合のボーナス制度（国防総省）

すべての交渉型契約において、元請業者に対して下請計画の策定を求め、合意された目標を上回って中小企業を下請けとして活用した場合には、その上回った差額分の1～10パーセントのボーナスを与えることができる。

第2章 下請業者の保護育成策

I 支払いに関する法的保護

1. 履行保証・支払保証

(1) 保証ボンドの義務づけ

発注者たる連邦政府、下請業者及び下請資材業者を保護するため、連邦政府発注建設工事の請負業者は、履行・支払保証を備えなければならないとされている。(1935年ミラー法)

また、多くの州は、州の発注に適用される「小ミラー法」を有している。「小ミラー法」は、ミラー法よりも大きな保護を与えることができる。これらは、郡、地方自治体、学区、管区(service district)を含め、州のすべての区分に適用される。

ミラー法に基づき保証ボンドを要求される元請契約業者は、2万5,000ドル*1を上回る公共工事の建設、改造もしくは修理に関して連邦機関との契約を受注する者である。公共工事とは、合衆国が関与し、公衆の福利のために行われ、合衆国が資金を費やす権限を有するプロジェクトと定義され、契約の名義の少なくとも一部が合衆国であるものである。

元請業者は、以下の2つの保証ボンドを提出するよう要求されている。

- ① 履行ボンド： 契約業者が受注した工事を完了しない場合は、保証人（保証ボンドを発行する法主体）が契約の諸条件を満たすためのコストあるいは契約価格の最大限100 %の違約金を政府に支払うことを保証する。
- ② 支払ボンド： 従業員、下請業者およびサプライヤーが、履行した仕事および／または契約に基づいて供給された材料に対して支払いを受けることを保証する。

同法によって要求される履行保証は、契約を与える機関によって十分とみなされる額、通常はプロジェクトを完了するために合理的に必要な額でなければならない。同法に基づき要求される支払保証は通常、当該保証を要求する権利を有する下請業者およびサプライヤーに対する元請契約業者の義務を果たすために必要な額である。

発注機関は、工事が合衆国外で行われる場合、あるいは保証ボンドは実際的ではないと当該機関が判定する場合には、保証ボンド要件を免除することができる。保証ボンド要件はまた、いくつかの国防関係契約に関しても免除放棄することが

できる。政府と、元請契約業者によって契約を与えられる者の間には、契約関係(privity)はない。従って、下請業者およびサプライヤーは、発注機関を直接訴えることはできない。同様に、発注機関が元請業者に保証ボンドを要求しない場合も、当該機関に対する訴訟原因は発生しない。

(2) ボンドにより保護される対象

ミラー法によると、元請業者と直接の契約関係のある者と、元請業者の下請業者（一次下請）と関係のある者は、保証ボンドにより保護される。疎遠性原理によって、元請業者と希薄な関係しかない者は、財産回復の対象外とされている。しかしながら、同法に基づく財産回復権を譲渡することはできる。「小ミラー法」では疎遠性原則を排除することができる。

連邦ミラー法では、第一次の下請業者、及び元請業者と直接の契約関係のある者は、常にミラー法に基づく訴訟上の請求を行うことができる。元請業者との直接の契約関係の存在は明示的であっても暗黙的であってもよい。

第二次の下請業者・サプライヤー、及び第一次の下請業者と契約関係のある者（第一次の下請業者・サプライヤーの従業員を含む。）も、保護の対象とされている。

しかしながら、第二次の下請業者との契約に基づく下請業者およびサプライヤー（第二次の下請業者・サプライヤーの従業員を含む。）については、疎遠性により、同法に基づく保護が及ばない。

元請業者によって雇用されていないが、労働力を供給するか、あるいは他の人々の作業を監督している者は、最終的に下請業者とみなされている。現場で働いていない者が、プロジェクトにとって重要で、現地で使用される複雑な特注品目を供給する場合には、下請業者である。同様に、現場外で働いている者が責任を要する専門サービスを提供する場合も、下請業者とみなされる。サプライヤーが元請の実質的部分を引き受けている場合も、下請業者とみなされる。

元請業者は、第三層およびその他の疎遠な当事者への支払いを保証する保証ボンドを手に入れるよう下請業者に要求することによって、自らの利益を守ることができる。

(3) 請求手続

訴訟上の請求は通常、元請業者の保証人に対してなされる。しかしながら、元請業者は違反当事者であり、共同被告として加えられなければならない。保証人は、元請業者によって提示された保証ボンドの額に対してのみ責任を負う。

ミラー法に基づく保証ボンドに関して訴えられた者と請求者は、発注機関に申請して当該保証ボンドおよび当該公共契約の両方の認証謄本を受け取る権利を有している。謄本申請者は、発注機関の規定に従い手数料を支払わなければならない。

同法により、実際に保証請求を求める場合は、連邦地方裁判所に訴訟を提起しなければならない。州裁判所は、ミラー法に基づく保証請求訴訟について競合管轄権を行使しない。適格な裁判地は、契約が締結された、あるいは履行されるべき場所である。ただし、両当事者は、契約上の合意によって裁判地をあらかじめ選定することができる。

請求者が第二次の下請業者・サプライヤーの場合には、元請け業者に対して、請求額と材料を供給した相手あるいは労働を行った相手の氏名について通知しなければならない。第一次の下請業者・サプライヤーの場合には、この通知を行う必要はない。通知は、請求者が最後に材料あるいはサービスを提供した日から90日以内に書留郵便で送達されなければならない。機器の賃貸人である請求者は、機器がプロジェクト用に最後に提供された日から90日以内に通知を送達しなければならない。他方、購買製品のサプライヤーは、引渡しから90日以内に通知を送達しなければならない。作業停止の場合には、第二層の請求者は、プロジェクトでの実際の作業の最後の日から90日以内に通知を送達しなければならない。請求者が現場に復帰し、更に労働あるいは材料を提供する場合には、通知は無効である。

通知規定が満たされない場合は、ミラー法に基づく請求回復は不可能になる。ただし、不完全な通知であっても、90日間以内に正当な通知が行われる場合には、有効である。

支払ボンドに関する訴訟は、作業もしくは材料が最後に提供された日から90日以降、1年以内に開始されなければならない。州裁判所への提訴は、ミラー法に基づく請求の出訴期限の期間の進行を停止させない。

(4) 保証回復

保証人の責任は、保証ボンドの保証金額に限定されている。従って、保証ボンド額を上回る額の請求は、複数の請求者間で等分に引き下げられる。保証人が、まだ請求をしていない他の請求権者の不利になるように一部の請求者に任意で支払う場合には、当該保証人は、その応じられなかった請求に対して責任を負うべきとされることがある。

保証金額を上回る請求は、不履行の元請業者もしくは不履行の第一次当事者に対してのみ行うことができる。

請求者は、違反当事者に対して他のすべての請求を行うことができる。ミラー法に基づく請求に加えるべき追加請求としては、コモン・ローに基づく契約上の請求、州法に基づく請求等がある。最後に、請求者は、連邦のミラー法に基づく請求と州の「小ミラー法」に基づく請求を一緒に行うことができる。

2. 早期支払

(1) 早期支払の義務

連邦政府機関の発注契約に係る請負業者は、早期に段階支払いが行われるよう保証されている。（連邦早期支払法(Prompt Payment Act)）この早期支払法は、連邦政府との契約の下にある“企業体”すなわち元請業者にのみ適用され、元請業者と契約関係にあるにすぎない下請業者や資材供給業者には適用されない。

多くの州では、州や地方自治体により発注される契約について適用される同様の法を有している適用している。

(2) 早期支払の手続き

連邦法によれば、代金は契約支払条件に応じて支払わなければならない、もし、支払について契約により定められていない場合には、元請業者からの正式の送り状を受け取ってから30日以内に支払わなければならない。建設契約では、あらかじめ決められた割合の工事完了に基づいて計画的な段階支払を規定していることが多い。

州法も、一般的には連邦法と同様の時間的枠組みを求めている。州法では、月毎の支払を求めているものもある。義務的な段階支払は、発注者が最終承認を見合わせたり、契約不履行で訴えたりする権利を放棄したものとはみなされない。

連邦法によると、遅延利息の支払義務が生ずるには、上記の30日目経過後さらに15日間の猶予期間経過後である。州法においても、同様の猶予期間を与えている場合もあるが、そうでない場合には、30日経過後自動的に遅延利息を課している。

30日という期間を起算し始めるのは、法規、規制、又は発注者により要求されるありとあらゆる文書を含む正式な送り状を受領した後であり、もし、発注機関が不備のある送り状を受け取った場合には、7日以内に不備を請負業者に通知しなければならない。さもないと、その送り状は正式のものとして受領されたとみなされる。

州法も、また、同様の正式の送り状であるのための要件を有している。加えて、州法では、30日間の起算を停止することなく不備を正すことを認めている。

連邦発注契約の元請業者と契約した下請業者は、発注者が元請に支払後7日以内に代金支払を受ける権利がある。下請へ早期支払いを行わない元請業者は、月毎に遅延利息を課されることとなる。ただし、元請業者は、下請けとの間に法律紛争がある場合には、支払を停止してもよい。州政府でも、これと同様の下請、資材業者、労働者の保護を行うことができる。

(3) 遅延利息

連邦法は、正式な送り状の受領の日付又は元請業者がサービスか商品を提供した後15日目のどちらか遅い方の日から利息が生ずるとしている。契約により段階

的支払が規定されている建設契約の場合には、遅延利息は、正式な支払請求を受け取って14日後に生ずるとされる。ただし、発注者に請負業者の仕事の出来具合を検査するための合理的な機会を与えることが必要な場合には、契約において、さらに長い期間を認めることもできる。

遅延利息は、支払代金の額又は契約履行について、請負業者と発注官庁との間で争いがあることにより支払が停止している場合には適用されない。この争いには、デービス・ベーコン法のような法令上の規定に従っているかどうかをも含むものである。

遅延利息の利率は、契約問題法の第12条により毎月6ヶ月毎に集計されるものと同様であり、およそ月利1.5%である。

(4) 保 留 権 (Retainage)

州法では、元請業者によって支払いを受けなかった労働者や下請業者に対するさらなる保護規定を設けている。例えば、オレゴン州では、すべての公共発注契約には、元請業者が労働者や下請業者からの請求に対してすみやかに支払を行わない場合には、発注官庁が支払を行い、将来の元請業者に対する債務の中からその額を差引くことができる条項を入れなければならないとされている。この不払い労働者や下請けに対する支払は、元請業者やその保証人の責任を免除するものではなく、単に支払を行った機関に代位する権利を与えるものに過ぎない。

保留権は、元請業者に対して負う段階的支払債務に対する抗弁として認められている。したがって、元請業者は将来の下請業者等に対する債務を速やかに支払うようになり、債権者が元請業者の支払ボンドに対して請求を行う必要を避けることができる。

II 元請業者と下請業者責任

1. 元請業者の下請制限

- 連邦高速道路庁や一部の州においては、元請業者に対して、工事のうち自らの組織を用いて施工しなくてはならない部分の最低限度を設定し、一定比率以上の工事の施工を義務付けている。
- 元請業者は、契約において自ら施工する比率を明らかにする。
- この制限制度の目的は、以下のとおり。
 - ① 自ら施工能力のあるような適格な者による業務全般の適正な施工管理を確保すること。
 - ② ブローカー的にすべての工事を下請けに発注するのであれば、経費が余分にかかり、品質が低下する恐れが大きいこと。
 - ③ プロジェクトに関わる業者の数を限定することにより、元請の支払ボンドによりカバーされ易くなること。

- 最低限度比率は、基本的に、連邦高速道路庁： 30 パーセント
カリフォルニア州： 50 パーセント
ヴァージニア州： 50 パーセント

(ただし、発注官庁は、これ以上の比率を要求することもできる。また、特別な事項に関する工事はこの算定から除く。)

2. 下請業者の資格制限 (ヴァージニア州)

- ヴァージニア州運輸局発注の工事に係る100万ドル以上の下請工事については、事前審査資格を有している業者により行われなくてはならない。
- また、100万ドル以下の下請工事については、事前審査資格を有している業者、又は、登録業者により行われなくてはならない。
- 事前審査資格とは、施工能力、州内の工事実績、設備、財務等からヴァージニア州運輸局が審査・付与するもので、当局と元請契約を結ぶための要件である。
- 下請業者に事前審査資格や登録を要求するのは、通常プロジェクトのおおよそ半分を下請業者が施工することを踏まえると、品質確保のためには下請業者の質を確保する必要があるためである。

3. 下請契約制度 (州高速道路部局)

- 州高速道路部局の発注に係る工事においては、下請契約はあらかじめ発注者の書面による承認が必要。
- 発注者は、承認に当たっては、個々の下請契約が記述され、元請契約に適合しているかどうかを確認する。
- 下請を含む全工事の契約条件に従って施工を確保するため、元請業者は全工事を監督する権限ある管理者をおかなければならない。

Ⅲ 下請入札制度 (マサチューセッツ州)

1. 下請入札制度とは

入札参加者の競争によって、発注者が最も低い価格で工事を発注することを可能にし、併せて、元請業者、下請業者の双方にとって、競争が平等な条件のもとに行われるようにするため、元請として工事を行おうとする入札者は、発注者からあらかじめ下請入札者として示された者のリストから下請業者を選定し、その内容を含めた形で入札書を提出する制度。

2. 下請入札制度の適用される職種及び適用される場合

- マサチューセッツ州が発注する建築工事について適用される。
- 下請入札が行われる職種は、a)屋根ふき、b)金属窓枠、c)防水・防湿・コーキ

ング、d)雑用途及び装飾用の鉄、e)木摺打ち・しっくい塗り、f)防音タイル、g)大理石、h)タイル、i)テラゾ、j)弾力フロア、k)ガラス及びガラス取付、l)塗装、m)配管、n)暖房・換気・空調、o)電気工事、p)エレベーター、q)石工、r)その他発注者が下請入札をするのが必要又は便利だと認めるもの、といった10数種類に分類される。

○ 職種ごとの工事見積額が1万ドルを超える場合に、下請入札方式が採用される。

3. 下請入札の手続き

- ① 下請入札を行う業者は、少なくとも元請入札の4日前までに、所定の書式に従って発注官庁に対して封印入札書を提示する。入札書中には、その入札を採用することができる元請業者に関する制限を示すことができる。
- ② 発注官庁は、本入札の少なくとも2日前までに、下請入札参加者のうち、書類の不備、入札保証金の不提出等の理由により契約から排除される者を除き、下請業者のリストを作成し、その名称、住所、入札価格を元請業者に示す。
- ③ 元請業者は、リストに掲載された業者から下請業者を選定し、入札を行う。具体的には、元請け業者は、その入札書に下請の職種ごとに下請入札者の氏名及びその入札金額を列記し、さらに、それ以外に自ら行う工事の金額と工事の総額を示す。リストに掲載されていない業者を下請け業者とすることはできない。ただし、下請職種の工事を自ら行うことが通常である場合には、元請入札参加者が下請工事を合わせて行うこととして入札できる。
- ④ ある下請工事カテゴリーに入札者がいない場合には、発注者がその工事の金額として含めるべき金額を元請入札参加者に示し、その金額によって入札を行わせた上で、もう一度下請入札を行う。それでも入札者がいないときは、その工事の金額は交渉により定められる。
- ⑤ 発注者は、元請落札業者が決定した後に、その元請業者が使用することとしていた下請業者以外の下請入札者を用いるよう変更することができ、この場合には、発注者は元請業者とともに下請業者を選定する。下請業者が変更され、それに伴って工事金額が変わる場合には、元請業者に支払われる金額が変更される。
- ⑥ 下請業者が工事を遂行しない場合には、元請業者は他の下請業者を用いることができ、これにより下請価格が変わる場合には、発注者から支払われる金額もこれに応じて変更される。
- ⑦ 最終的に下請け業者が決定されたら、元請け業者より下請け業者に通知される。

第3章 労働者の保護育成に関する施策

I 労働者の訓練プログラム

建設労働者の職務分類は労働組合によって確定されている。労働組合は、見習工からスタートしてマスターの肩書（即ち、マスター大工、マスター鉛管工等）まで進む、労働者の能力に関する階層レベルを設定している。こうした職務階層、というよりむしろ職務分類は、建設労働者のための訓練プログラムを規定している。このようにして、これらの建設労働者は、その分野の熟練職人になる。

労働組合に加入していない建設労働者は、いくつかの連邦資金プロジェクトで働くために必要な訓練を受けていない場合が多い。これは主として、マイノリティや女性の建設労働者に当てはまる。非組合労働者を訓練するために、いくつかの都市は、以下のケーススタディで説明するような訓練プログラムを実施している。

<ケーススタディ>女性およびマイノリティのための訓練プログラム

ウィスコンシン州ミルウォーキーのYWCAは、女性とマイノリティのための訓練プログラムを実施している。これは、ウィスコンシン州運輸局が1995年1月に開始した1年間の17万8,600ドル規模のパイロットプロジェクトに基づいて設立されたものである。

YWCAは、アスファルト請負業者のPayne & Dolan社と協力し、道路工事クルーに訓練を受けた女性・マイノリティ労働者を提供している。YWCAがPayne & Dolan社のために潜在的な労働者を指定し、同社が職場内訓練を行う。また、YWCAは今年、他の2件の開発プロジェクト、即ちYWビレッジズ(Villages)とエンタープライズ・センターにも資金を提供している。1,400万ドル相当の建設契約で、YWCAは、そのプロジェクトに参加するすべての企業の50%が女性・マイノリティの所有であることを要求している。YWCAは更に、女性とマイノリティが建設現場の労働力の5%を占めることも要求している。YWCAはまた「ファースト・ソース(First Source)プログラム」であらゆる人種の女性を訓練している。YWCAはこのプログラムを通して、建築業界の請負業者に80~100名の熟練女性労働者のプールを提供している。

II 賃金の決定・労働組合と「オープン・ショップ」

建設現場の賃金は、そのプロジェクトで雇用される労働者が組合労働者か「オープン・ショップ」（非組合）労働者かに基づいて決定される。労働者が組合員である場合には、それぞれの労働組合が元請業者と賃金について交渉する。交渉はプロジェクトごとに行われ、賃金が決められる。

ニューヨーク市は高度に合理化された市であり、従って、労働組合の地方支部が常

に元請業者と賃金交渉する。組合賃金は、「オープン・ショップ」つまり市場賃金に比べて高いと考えられる。

労働者が「オープン・ショップ」つまり非組合員の場合には、賃金は、現行市場賃率に基づいて決められる。組合労働者は、ロサンゼルス、サンフランシスコ等の大都市を除いては米国の西部地域ではそれほど一般的ではない。現行市場賃率とは、労働者がその技能と経験に基づいてそのサービスに対して現在受け取っているものである。

Ⅲ 一般賃金(Prevailing Wage) の設定

1. 一般賃金とは

公共契約に係る労働者に適用される最低賃金のこと。他地域からの安い労働力ではなく地元の労働者の雇用を促進するとともに、品質の確保を図るためのものである。また、週40時間を上回る労働に対する超過勤務手当も要求している。

多くの州は、州の契約に適用する一般賃金法を採用している。連邦・州両方の一般賃金法に従う契約は、両方の法律に最大限の効果を与えるように解釈されなければならないとされている。

連邦発注については、以下の賃金関連の法律が根拠法である。

(1) 1931年デービス・ベーコン法：

2,000 ドルを上回る公共工事契約を連邦から受注する契約業者および下請業者に対し、肉体労働者と機械工に一般賃率を支払うよう要求している。この法律は、建設請負業者が民間部門で労働者に支払われる一般賃率を下回る賃金に基づいて入札しないようにすることによって、地域の賃金標準を守るためのものである。この法律は、2,000 ドルを上回る連邦発注の公共工事契約に基づいて働いているすべての契約業者および下請業者に適用される。現場の一般賃金は、地域の労働者分類に従って決められる。

(2) 1933年ウォルシュ・ヒーリー法：

1 万ドルを上回る連邦発注のすべての調達契約に関して一般賃金を要求している。この法律は、労働基準を高めるために連邦政府のレヴェレッジを用いている。この法律は未成年者および囚人の雇用を禁止し、連邦および州の衛生・安全基準を満たす条件下ですべての作業を行うよう要求している。この法律は、1万ドルを上回る連邦発注の調達契約を履行するために製造あるいは使用される材料、補助材料、物品あるいは機器のメーカーおよび正規ディーラーすべてに適用される。1 万ドルという額は、より大きな契約の個々の分割分だけではなく、契約全体を調査することによって決定される。製品の供給と保守等のサービスの遂行の両方を要求する契約は、その契約が「サービスのみ」でない限り、この法律に従わなければならない。一般賃金率は、契約業者の地域で現在活動している特定もしくは同様の業種あるいは業種グループで同様の仕事に関して雇用されている者の一般最低賃金と定義されている。

(3) 1965年マクナマラ・オハラ・サービス契約法：

他の連邦一般賃金法に従わない、2,500 ドルを上回る連邦発注のすべてのサービス契約に関して一般賃金を要求している。この法律は、連邦政府のためにサービスを行う従業員の生計費を守る。他の一般賃金法が適用される場合には、労働者は、最大の正当な賃金率を受け取る権利を有する。この法律の趣旨は、デービス・ベーコン法およびウォルシュ・ヒーリー法によってカバーされない従業員に「すべての状況に対応できるもの」を与えることである。但し、一部の通信・郵便労働者は除外されている。

2. 対象となる労働者(Subject Employees)

以下に挙げる者は、これらの法律による保護の対象となる労働者と考えられる。

- ① 作業員もしくは機械工： 頭脳的あるいは管理的労働ではなく、肉体労働を行う労働者。また、未熟練および半熟練の見習工、トレイニーおよびヘルパーもこれに含まれる。
- ② 製造要員： 契約の対象である品目を生産する工場あるいは事業所を維持・保守している者。
- ③ 常用ディーラー： 一般に販売するため、契約の対象である品目の在庫を保持する目的で店舗、倉庫あるいはその他の事業所を維持している者。
- ④ 工事現場で雇用される警備員や保守作業員
- ⑤ 勤務時間の20%以上を肉体労働に割いている職長

3. 一般賃金の決定

一般賃金率は、29 CFR, Part 1 に示されている手順によって決定される。一般賃金率は、該当地域の同様のプロジェクトでの同一もしくは同様の分類の労働者の50%以上に支払われている賃金と定義されている。当該地域の労働者の過半数に同一賃金が支払われていない場合には、一般賃金は、該当地域のすべての同様の労働者に支払われている平均賃金となる。

賃金とは、対象従業員に支払われる基本時間給と撤回不能なすべての付加給付と定義されている。賃金には、雇用者が提供する健康保険、年金給付、労働者災害補償、失業保険、休暇手当やその他の付加給付が含まれる。強制的給付(mandated benefits)も賃金として含まれている。

該当地域もしくは地方は、仕事が行われる州の市、町、村、郡あるいはその他の行政小区分と定義されている。労働省(DOL)は通常、郡区分によっている。特定の郡の賃金データが入手できない場合は、DOLは周辺の類似した郡からのデータによる。

一般賃金率を決定するために、DOLは賃金率データを収集・維持するよう要求されている。データや、雇用主からの自発的な提出物、団体協約やその地域で発注された連邦契約を通して収集される。更に、雇用者は遵守報告書(compliance statements)を提出するよう要求されている。一般賃金の決定は、「連邦行政法」の通知・コメント・規則制定手続に従う。DOLは8,000頁から成る文書で一般賃

金を公表している。

4. 一般賃金の確保方法

- DOL は、すべての連邦一般賃金法の履行を強制できる。
- 労働者個人は、雇用主に対して直接に訴訟を提起することができる。
- 元請業者は、下請業者が一般賃金を支払わない場合に連帯責任を負う。なお、元請業者は、不遵守の下請業者に対する求償権を規定する遵守保証条項を下請業者との契約に含めることによって、自らを保護することができる。
- 不遵守の雇用者の保証人も同様に、ミラー法に基づき責任を負っている。

連邦法に従って履行されない場合には、発注機関あるいはDOL は履行ボンドを担保として訴えることになる。すべての対象契約(subject contracts) に黙示されている法的最低賃金を支払わない場合には、従業員は支払ボンドを担保として訴えることになる。

契約に基づいて負っている支払いは、一般賃金法に基づいて負っている未払賃金に対して労働者に補償するために差し止められる場合がある。賃金の遡及支払の責任に加えて、不遵守の雇用主は将来の入札を禁止され、既存の契約の完了を拒絶されることがある。

(参考資料1) 連邦省庁の中小企業、社会・経済的弱者所有中小企業等対策

A. 中小企業庁 (S B A)

1. 施策の概要

以下のプログラムが実施されている。それぞれのプログラムの概要については別表を参照されたい。

- ・ 中小企業開発援助プログラム
- ・ 8(a)条プログラム
- ・ 7(j)条プログラム
- ・ 受注支援プログラム
- ・ ボンド再保証プログラム
- ・ 女性企業援助プログラム

2. 施策の対象

95年度の予定調達総額は2,700 万ドルで、その優先目標の全額と比率は次の通りである。

中小企業：	1,485 万ドル；	55%
社会的経済的弱者所有中小企業：	54 万ドル；	2%
第8(a)条契約：	1,026 万ドル；	38%
女性所有企業：	135 万ドル；	5%

3. 施策目的の実現方法

- SBA は、その法務官室と政府契約課に、翌会計年度の優先参加目標と予定調達優先目標を達成するための努力について報告しなければならない。SBA は大統領と連邦議会に毎年報告する。SBA はまた、連邦議会から資金を受け取る。資金はプログラム別に与えられる。
- SBA のプログラムに参加する契約業者に関しては、連邦機関は送状額面を支払わない場合は、利息を支払わなければならない。早期支払法(P.L. 97-177)に基づき、連邦機関は支払拒絶の30日後に利息を支払わなければならない。利息は財務省によって設定され、6 ヶ月ごとに連邦官報(Federal Register)に発表される。
契約業者が契約を放棄したり、あるいは契約を履行しない場合には、契約担当官は不履行の事由で当該契約を終結し、再調達の超過コストを当該契約業者に請求することができる。
- 中小企業が契約担当官によって責任能力のない契約業者と認定された場合には、当該中小企業は、責任能力なしという担当官の認定を覆す権利を有する。当該中小企業は、SBA の「能力証明書」(COC)によって担当官の認定を覆すを試みることができる。ある中小企業に責任能力がないという通知を受け取り後15日以

内に、SBA は、担当官の認定を当該中小企業に通知する。SAB は次に、COC を申請する機会を当該中小企業に与える。

関係書類を添えた中小企業の記入済COC を時間通りに受け取り後、SBA は、当該中小企業がなぜ責任能力がないと認定されたかを判定するために調査官あるいは調査官チームを派遣する。SBA は、COC を発行するか否かの決定に15日間を与えられている。SBA が当該連邦機関に不同意の場合には、SBA はCOC を発行することになる。COC の発行は、契約担当官による責任能力なしの認定を覆し、当該中小企業は受注する機会を与えられることになる。COC 手続を利用できるのは、特定の調達あるいは販売に関する、さもなければ落札したであろう入札あるいは提案が、ウォルシュ・ヒーリィ政府契約法第35(a)条に基づく責任能力のない契約業者および／または不適格という認定に従って、契約担当官に拒絶された中小企業のみである。COC は問題の特定調達のみに適用される。COC を申請しないこと、あるいは COCの拒絶は、その後のCOC 措置に影響を及ぼさない。

B. 一般調達庁(GSA)

1. 実施部局

連邦調達庁企業開発課(OED)

OED は中小・社会的経済的弱者所有企業利用プログラムを管理し、ビジネスサービスセンター(BSC)を監督している。OED は、中小企業、小規模・社会的経済的弱者所有企業および女性所有企業の契約獲得を確保するための法律、規則、優先プログラムや下請要件の策定を援助する。OED は BSCを通して、政府契約機会に関する情報を流し、中小企業、中小・社会的経済的弱者所有企業、女性所有企業や労働力過剰地域にある企業にカウンセリングを提供し、連邦契約へのその参加を確保する。GSA は、政府「顧客」のために年間100 億ドル以上の製品・サービスを購入しており、「顧客」には、行政府、司法府および立法府のほとんどの機関と世界中の政府運営施設が含まれる。

2. 施策の概要

中小・弱者企業活用プログラムには、下記のプログラムが含まれている。

① 中小企業プログラム：

(a) 責任能力のある中小企業少なくとも2 社から入札があり、(b) 契約が公正市場価格で行われる場合には、いくつかの調達は一部あるいは全部が中小企業のために留保される。

2 万 5,000ドル以下相当の契約に関しては、中小企業のみが競争を許されている。中小企業の元請主契約業者および下請業者に関する95年度の予定調達優先目標は、それぞれ32%である。

② SBA 第8(a)条プログラム：

GSA は製品・サービスに関して SBAと契約する。SBA は、当該契約を受け取る

資格と能力があるとしてSBA から証明を受けた、社会的・経済的に不利な条件を持つ中小企業に下請けに出す。第8(a)条の下請業者の選定は、単独供給元ベースであっても競争ベースであってもよい。第8(a)条契約に関する95年度の予定参加目標は4 %である。

③ 女性所有企業プログラム：

GSA は、女性所有企業を優先する権限を与えられていない。しかし、GSA は毎年、女性所有企業に発注する契約金額の比率に関する目標を設定している。女性所有の元請契約業者および下請業者に関する95年度の予定参加目標は、それぞれ3 %である。

④ 労働力過剰地域プログラム：

このプログラムでは、入札競争は、失業率が平均を上回る地域で請負仕事の少なくとも50%を行うことに同意する企業に制限される。このプログラムは、経済的に窮乏している地域に政府の調達資金を向けるのに役立つ。

⑤ 義務的供給元プログラム：

一定の製品・サービスが視力障害者及び重度障害者のための作業場とFederal Prison Industries 社から競争可能価格で提供される場合には、連邦政府はこれを購入しなければならない。こうした作業場は「視力障害者・重度身障者からの購入に関する委員会」(Committee for Purchase from People Who Are Blind or Severely Handicapped)によって、連邦政府向けの商品を作り、連邦政府にサービスを提供する承認を受けている。

⑥ 下請プログラム：

大きな政府契約を締結している企業は、資格のある中小・社会的経済的弱者所有企業に契約を与えるための目標を設定するよう法律によって要求されている。50万ドル以上（建設の場合は100 万ドル以上）の元請契約にはそれぞれ、下請契約目標とその目標を満たすためのプランが含まなければならない。この下請契約要件は、中小企業の資格を有する契約業者には適用されない。

OED は年2 回、「GSA 下請契約ディレクトリー」(GSA Subcontracting Directory)を発行している。このディレクトリーは、中小企業がGSA 契約業者との下請契約機会をみつけるのに役立つ。

OED はまた、来たるべき契約機会について下請業者に知らせるために「GSA の契約機会見込み」(GSA's Forecast of Contracting Opportunities)も発行している。

⑦ その他の優先プログラム：

(a) マイノリティ銀行預金プログラム－GSA は企業取引にマイノリティ銀行を利用している。

(b) 中小企業実証プログラム－GSA は、中小企業が過去において不十分に代表されていた目標業種の中小企業との契約を増やそうとしている。

(c) 農村地域企業開発事業プログラム－GSA は、農村地域の企業の開発を援助している。

(d) 包括的国家エネルギー政策法契約プログラム－同法に基づくGSA の契約額の

10%は、中小企業、中小・社会的経済的弱者所有企業、女性所有企業、歴史的に黒人系のカレッジ・大学とヒスパニック系あるいはアメリカ先住民系の在学者数の多いカレッジ・大学との競争契約に向けられなければならない。

3. 実施時期

1949年；中小企業法第8(a)条を含めるために1953年に修正。

4. 施策目的の実現方法

GSA の参加目標達成の強制に関しては、GSA は翌会計年度の予定参加目標をSBA の政府契約課に報告し、当会計年度の達成度をSBA の法務官室に報告しなければならない。ある会計年度に目標が達成されない場合には、GSA はSBA への報告で、中小企業、中小・社会的経済的弱者所有企業、女性所有企業と労働力過剰地域の企業からの参加を引きつけるために「誠実な努力」を尽くすということを示さなければならない。

契約業者および下請業者の履行強制に関しては、契約担当官は定常的に履行審査を行う。契約業者が契約書の取決め通りに履行しない場合には、契約担当官によって契約業者の永久的記録に不遵守が注記される。米国労働省の連邦契約遵守課が、契約業者の、雇用機会均等に関する法律および行政命令の遵守を監督している。引渡し、支払いあるいは遵守に関して怠った契約業者は、GSA の「連邦調達・非調達プログラムから除外された当事者のリスト」に記載される。

大規模な主契約業者に下請契約目標を確実に達成させるために、大規模な主契約業者は下請契約目標を達成するための「誠実な努力」を示す年次報告書を提出するよう要求されている。報告書と徹底的な追跡調査によって、契約業者が「誠実な努力」を尽くしていないことが示される場合には、契約担当官は、(a) 当該契約業者が下請契約プランを遵守するまで支払いを見合わせ、(b) 不履行の事由で契約を終結し、金銭的損害賠償を求めて当該契約業者を告訴する権利を有する。

5. 根拠条文

最新版1949年連邦財産・行政サービス法(Federal Property and Administrative Services Act)、P.L. 81-152, 63 Stat. 290, 40 USC 486(c);

最新版1953年 中小企業法、P.L. 95-507およびP.L. 100-656

C. 運輸省(DOT)

1. 担当部局

運輸省中小・弱者企業活用局(OSBDU)

さらに、OSBDU は次の2つの部署で構成されている。

- ① 直接契約／財政援助課(DC/FA)：DOT の直接調達活動および連邦援助活動へのマイノリティ企業、女性所有企業およびDBE の参加を確保するためのプログラム

を策定し、実施する。DC/FA は、目標設定、DOT の財政援助の受取人（州および地方自治体の運輸当局）の調達慣行等を含め、マイノリティ企業、女性所有企業およびDBE の参加に関連するDOT の調達活動すべてを監視する。DC/FA はまた、DOT のすべての局およびSBA と直接調達目標について交渉して決める。

- ② マイノリティ企業資源センター(MBRC)：マイノリティ企業、女性所有企業およびDBE が、短期的な運転資金とマイノリティ企業、女性所有企業およびDBE 向けの保証を得る援助をする。MBRCはまた、マイノリティの商工会議所や同業者団体を通しての連絡促進・サービスプログラム(LOSP-Liaison Outreach and Services Program)、全国情報クリアリングハウス(National Information Clearinghouse)と、歴史的に黒人系のカレッジ・大学およびヒスパニック系に奉仕する機関と協力しての実習補助金プログラムも運営している。

2. 施策の概要

中小・弱者企業活用局は3つのプログラムを管理している。これらのプログラムの概要については別表を参照されたい。

3. 施策の対象

95年度の中小・社会的経済的弱者所有企業の元請業者向けの予定調達総額は336万3,100ドル、下請業者向けは24万1,700ドルである。中小、社会的経済的弱者所有中小企業に関する95年度の調達優先目標に関する予定額と比率は、次のとおりである。

- ・ 中小企業の元請業者： 102万5,700ドル；30.5%（分母は3,363,100ドル）
- ・ 第8(a)条契約： 38万6,800ドル；11.5%
- ・ SDB/DBE 元請業者： 3万3,600ドル；1%
- ・ 女性所有の元請業者： 6万7,300ドル；2%
- ・ 中小企業の下請業者： 12万900ドル；50%（分母は241,700ドル）
- ・ SDB/DBE 下請業者： 2万5,400ドル；10.5%
- ・ 女性所有の下請業者： 7,300ドル；3%

4. 根拠条文

DOT のプログラムに関連する法律／規則に関しては別表を参照。

また、1982年陸上輸送援助法は、社会的・経済的に不利な条件を持つ人が所有・管理する中小企業との契約に連邦援助の高速道路プログラム資金の少なくとも10%を費やすよう州に要求していた。1987年陸上輸送・統一強制移転法は、女性を含めるために各州の被差別企業プログラムを拡大した。10%の優先と女性を含めることを要求する、これらの規定は、1991年一貫陸上輸送効率法に組み入れられた。

D. 陸軍工兵隊(国防総省)

1. 担当部局

陸軍省中小・弱者企業活用局(OSBDU)

DOD には中小・弱者企業活用総局(Directorate of Small and Disadvantaged Business Utilization)があり、DOD内の各省にはOSBDUが置かれている。それぞれの省がDODの全体的な調達目標を達成し、DODの調達においての中小企業および社会・経済的弱者所有中小企業が公正なシェアを確保できるようプログラムを推進している。

(参考)

陸軍工兵隊は陸軍省技師長室に属する。陸軍省の民事機能には、土木工事プログラム、アーリントンおよび廃兵院国立基地の管理やその他の関連問題が含まれる。陸軍工兵隊は土木工事プログラムに責任を負っている。土木工事プログラムは米国の主要な連邦水資源開発活動であり、大規模ダム、貯水池、堤防、港湾、水路、ロックやその他の多くの種類の建造物等の土木事業を監督している。汚染対策工事を含め、水資源の総合管理のための計画援助も、州やその他の連邦以外の事業体(entities)に提供されている。

2. 施策の概要

公正な契約額が中小企業等に確実に与えられるようにするために、DODは以下の施策を実施している。

- ① 品目の総必要量を下回る量に対する申込みを許可し、申込みの準備に可能な限り最大の時間を与える。
- ② 2社以上の責任能力ある中小企業が入札すると合理的に予想される場合には、中小企業のみ調達を留保する。あるいは、中小企業の留保分総額には大きすぎる調達の一部を留保する。この場合大小を問わずいかなる企業も、留保分でない部分を求めて競争することができる。中小企業はその場合、留保分以外の部分の価格で留保分の契約を受け取る機会を与えられる。
- ③ DODの大規模契約業者に対し、中小企業および女性所有中小企業と下請契約を締結するよう奨励する。
- ④ DODの目標は調達総額の少なくとも5%を中小・社会的経済的弱者所有企業、歴史的に黒人系のカレッジ・大学とマイノリティ機関に与えることである。このため、以下の施策も実施している。
- ⑤ DODが入札者から満足すべき履行、十分な競争と妥当な価格を得ると期待できる場合には、中小・社会的経済的弱者所有企業に必要な製品・サービスを供給するよう求め、そうした要求分を当該企業のために留保する。
- ⑥ DODの大規模契約業者に対し、中小・社会的経済的弱者所有企業と下請契約を締結するよう奨励する。

3. 実施時期

1982年

4. 施策の対象

上記のDODの契約活動に参加するには、参加者は中小企業および社会的経済的弱者所有中小企業として証明されなければならない。また、DODは、責任能力ありと認定された契約業者のみに契約を与える。契約部門は、責任能力ありと認定するために入札者を審査しなければならない。「契約前の責任能力判定」として知られる判定は、参加者が最低入札者である場合の申込みに関連してのみ行われる。

責任能力ありと認定され、契約前責任能力判定を受けるには、参加者（入札者）は以下の事項を実証できなければならない。

- (a) 十分な財源を有している、あるいは得ることができること。
- (b) 引渡し要件を遵守することができること。
- (c) 満足すべき履行記録を有していること。
- (d) 満足すべき誠実性・企業倫理記録を有していること。
- (e) 必要な組織、経験、会計・業務管理と技術的熟練を有している、あるいは得ることができること。
- (f) 必要な生産用、建設用および技術的な機器・施設を有している、あるいは得ることができること。
- (g) その他の点で、適用される法律・規則に基づき契約を得る資格があること。

95年度の予定調達総額は1億390万ドル、下請業者向けは4,070万ドルである。

95年度の予定調達優先目標の金額と比率は次の通りである。

（DODは、他の機関と異なり、第8(a)条企業についての目標を設定せず、それを社会・経済的弱者所有中小企業の元請業者に関する目標に含めている。）

- ・ 中小企業の元請業者： 2,140万 400ドル；20.6%（分母は103,900,000ドル）
- ・ SDB 元請業者： 529万 8,900ドル；5.1%（ “ ）
- ・ 女性所有の元請業者： 176万 6,300ドル；1.7%（ “ ）
- ・ 中小企業の下請業者： 1,546万 6,000ドル；38%（分母は40,700,000ドル）
- ・ SDB 下請業者： 203万 5,000ドル；5%（ “ ）
- ・ 女性所有の下請業者： 85万 4,700ドル；2.1%（ “ ）

5. 施策目的の実現方法

他の連邦機関の場合と同様に、DODは調達優先目標を達成するためにどう努力したかについてSBAの法務官室に報告しなければならない。DODはまた、翌会計年度に予定している調達優先目標をSBAの政府契約課に報告しなければならない。

6. 根拠条文

DODの各省とそのプログラムに関連する様々な法律や規則がある。P.L. 97-449は、DODとその各省を含め、連邦諸機関の中小・社会的経済的弱者所有企業活用局の設

置に関連している。すべての連邦政府機関に関する基本的な契約規則は、連邦取得規則 (FAR) に規定されている。DOD 独自の規則は、DOD 、FAR 追補 (DFARS) に示されている。

(参考資料2) 州政府、自治体の中小企業、社会・経済的弱者所有中小企業等対策

A. カリフォルニア州

1. 実施部局

マイノリティ・女性・障害退役軍人企業局

2. 施策の概要

カリフォルニア州政府では、州資金の各プロジェクトにおいて最大限にマイノリティ・女性・身障退役軍人企業（M/W/DVBEs）が利用されるようM/W/DVBEs 参加プログラムを実施している。

州政府は、マイノリティ、女性及び障害退役軍人所有の企業に関して、州資金のプロジェクトへの参加目標を以下のように設定している。なお、参加目標は、発注部局が毎年支出する総額に適用される。

- ・マイノリティ所有企業(MBE) : 15%
- ・女性所有企業(WBE) : 5%
- ・障害退役軍人所有企業(DVBE) : 3%

各発注部局が、参加目標を個々のプロジェクトにいつ適用するかを決定する。

3. 施策目標の実現方法

- 元請入札に当たっては、M/W/DVBEの活用の程度が入札基準として考慮される事とされている。具体的には、入札者のM/W/DVBE活用目標を達成するため、あるいは、活用目標を達成できないときには、達成のために「誠実な努力」を行ったことを示すため、どのように対応したかが考慮される。
- 「誠実な努力」は下記の5点から判断される。
 - (a) M/W/DVBEs を特定するため、発注部局と連絡をとったかどうか。
 - (b) M/W/DVBEs を特定するため、他の州・連邦機関又は地方自治体のM/W/DVBE組織と連絡をとったかどうか。
 - (c) 業界紙やM/W/DVBEs を対象とする新聞に広告を出したかどうか。ただし、発注部局の側の時間的制約からその余裕がなかった場合を除く。
 - (d) 入札招請が潜在的M/W/DVBE業者に提示されたかどうか。
 - (e) 利用できるM/W/DVBEs が考慮されたかどうか。
- M/W/DVBE活用目標が適用される場合には、M/W/DVBE活用目標達成あるいは「誠実な努力」に関する文書が、入札提案書と共に、あるいは入札案内に示されている時期に提出されなければならない。入札者は、M/W/DVBEs に関する記述はすべて真実であると保証しなければならない。こうした保証を行うに当たっては、入札者は、州に対する虚偽の主張に三倍賠償を規定する「カリフォルニア州政府法

典」(Government Code) 第12650 条以下と、故意に真実性を欠く陳述を刑事罰の対象とする「カリフォルニア州政府契約法典」(Public Contract Code)第10115.10条を承知の上行う。

- 州は、発注契約においてM/W/DVBEs を最大限利用するという政策の観点から、M/W/DVBEの参加がゼロよりは部分的にでも契約に参加させる方が望ましいと考えている。したがって、M/W/DVBEを参加させる努力は、契約締結と同時に終わるのではなく、元請業者が契約期間に材料、補助材料あるいはサービスを調達している限り続く。

元請契約業者がM/W/DVBEを目標を達成するために考慮すべき種類の支出は次のとおりである。

- ・ 材料および補助材料(supplies)
- ・ 専門、技術、コンサルタントおよび管理サービス
- ・ 重要要員の獲得の援助
- ・ 材料および補助材料の引渡し
- ・ 保証証書、保険、財務およびその他の一般企業サービス

- 受注業者が適用されるすべての政府法典とM/W/DVBE規定を遵守しない場合には、契約の解除と、州に帰す権利および救済手段に基づく損害賠償の請求につながる。

4. 根拠条文

「政府契約法典」第10015 条以下；「軍事・退役軍人法」第999 条以下。

<ケーススタディ>カリフォルニア公共事業委員会(PUC)

カリフォルニア公共事業委員会は、州の調達優先ガイドラインに基づき、カリフォルニア州を本拠とする公益事業体（電話、ガスと電力）との自主的な女性・マイノリティ・障害退役軍人企業(WMDVBEs) 活用目標プログラムを実施している。これは留保プログラムではなく、州の活用目標を達成するよう奨励する「目標志向」のプログラムである。

各公益事業者は、購入・発注状況、対象者の利用可能性、地域における競争性、市場動向等を勘案して自主的に目標を設定するが、MBEsに関しては少なくとも15%、WBEsに関しては少なくとも5 %でなければならない。（PUC は、DVBEs に関してはまだ目標数値を設定していない。）

このプログラムは、カリフォルニア州PUC の女性・マイノリティ・障害退役軍人(WMDVBE)局の管理下であり、「一般命令」156 によって制定されたものである。

毎年3 月、各公益事業体はWMDVBE課にWMDVBEs の活用実績等に関する報告書を提出しなければならない。WMDVBE局のスタッフは、そのデータをまとめ、州議会に提出するために報告書を作成する。州議会は、「公益事業法典」第8283条、1986年制定法第1259章の規定と1989年制定法第712 章の修正に基づき、9 月に報告書を審議

する。

B. バージニア州

1. 実施部局

バージニア州マイノリティ企業局

2. 施策の概要

州の契約活動へマイノリティ・女性企業の参加を援助するため、州資金のプロジェクトへの参加に関して、カウンセリング、助言および援助を与えるマイノリティ・女性企業プログラムを実施している。

1982年創設されたが、1989年のCroson判決後、指定された比率を留保するプログラムではなく、参加目標プログラムに変更された。

こうしたプログラムへの参加を望むマイノリティ・女性所有企業は、マイノリティ企業局によって証明されなければならない。いったん証明されると、こうした企業は、州の諸機関の調達活動に参加することができる。

3. 施策目的の実現方法

バージニア州のすべての公的機関は、調達活動への中小企業、女性所有企業およびマイノリティ所有企業の参加を促進するプログラムを書面で策定しなければならない。また、公的機関は、マイノリティ企業局、SBA およびその他の公共・民間機関と協力しなければならない。

州の諸機関は、マイノリティ企業からの調達に関する年次報告書をマイノリティ局に提出しなければならない。

4. 根拠条文

「1950年バージニア法典」第3 巻、「1993年補充巻」

「バージニア州公共調達法」第7 章第11-48 条。

C. ニューヨーク市

1. 担当部局

ニューヨーク市企業サービス局(DBS) 経済・金融機会課(DEF0)。

DEF0は、1987年に州民投票によって承認され、1991年の地域法No.61 によって改正された「最新版ニューヨーク市自治体設立法」(Revised Charter of the City of New York) により創設された。

2. 施策の概要

市の契約を求めて競争するマイノリティ・女性所有企業の能力を高め、こうした

企業に関する市の諸機関の認識を高め、調達プロセスへのこうした企業の参加を確保するため、以下のようなマイノリティ・女性所有企業(M/WBE)プログラムを実施している。

プログラム開始1年目の93年度までに、市は、証明されたマイノリティ・女性所有企業1,800社のリストをまとめた。

(1) 総合的な活用目標の設定

市の契約発注におけるマイノリティ所有企業、女性所有企業に対する発注の目標を設定することとされている。一般的には年間発注額の20%が目標であり、建設発注については、マイノリティ企業に対して14%、女性企業に対して9%、合計で年間発注額の23%が目標となっている。(少なくとも2年毎に、これらの企業の利用可能性、市との契約状況等を勘案して、目標を見直す必要があるかどうか検討することとしている。)

そして、毎年、企業サービス局委員長は、前年度におけるこれらの企業の活用状況についての報告書を作成し公表することとなっている。

(2) 元請としての活用促進のための施策

① 価格優遇プログラム

マイノリティ所有企業、女性所有企業については、単価\$500万以下のプロジェクトの場合には、最低入札価格より原則10%の範囲内であれば落札する事が可能。

② 審査基準としての利用

発注官庁は、提案の招請に当たって、マイノリティ所有企業、女性所有企業の参加が重要な審査基準の一つであることを明らかにすることができる。

③ 目標限定的招請

○契約額が\$15,000以上\$5,000,000未満の発注について、一定の場合に、マイノリティ企業、女性企業、あるいはこれらの者を含むJVのリストのみから指名できる。ただし、能力を有する企業最低3社からの入札がない場合には、入札はやり直しとなる。この制度の適用については、当該発注官庁が、過去2回の発注においてこれらの者との契約を試みてきたにも関わらず、結果的には不成功に終わっていた場合に、市調達主任担当官の書面による承認を得た上で、発注官庁主任担当官が書面で決定することとされている。

○契約額が\$15,000以下(建設の場合)の少額発注については、一定の場合に、これらの企業のリストのみから指名できる。ただし、能力を有する企業最低2社の入札が必要。この制度の適用についても上記と同様の決定を要する。(少額発注については、一般的にも、半数以上の指名をこれらの企業リストからすることとされている。)

(3) 下請けとしての活用促進のための施策

発注者は、入札において、下請としてマイノリティ所有企業、女性所有企業の

活用の程度を審査の重要な基準の一つとすることができる。この場合には、発注者は個々の入札において、すべての提案は、発注者が当該契約に関して設定したこれらの企業の活用のための条件に適合しなければならないこと、また、この活用条件を上回る提案に対しては、さらなるポイントが与えられることを明らかにするものとされる。

これに対して、受注を希望する提案者（マイノリティ企業等ではない場合）は、これらの企業へ下請けに付す業務の種類、価格や下請けとして使用する予定の企業の名称、下請契約受諾書等を、提案中に含めなければならないこととなっている。

(4) ボンド再保証と運転資金貸付

マイノリティ・女性所有企業は、建設契約の場合にはボンドの再保証と運転資金の貸付を得ることができる。ボンド再保証および運転資金の貸付を得る資格のある企業は、

- (a) 過去3 課税年度内の平均年間総収入が50万ドル以下のビルディング建設会社、
- (b) 過去3 課税年度内の平均年間総収入が150 万ドル以下の重建設会社 (heavy construction firms) である。

(参考) Rudy Giuliani新市長のマイノリティ・女性企業施策の見直し

上記の施策は、Dinkins前市長により1992年に導入されたものであるが、新市長はこの施策の見直しを行っている。見直しの目的は、マイノリティ企業、女性企業との契約数を増やすことにより、これらの企業との契約を金額面でも増やすことである。まず、市の長期的調達目標である20%の目標を自主的、非義務的なものであることを明らかにするとともに、10%の入札価格優遇プログラムを1994年2月で廃止した。新執行部は、過去に受注したことのない一定の中小企業（マイノリティ企業、女性企業を含む。）のための新たな入札プログラムを発表している。

3. 施策目的の実現方法

- 個々の機関は、市の「マイノリティ契約プログラム」に沿った優先調達目標をそれぞれ設定しなければならない。また、これらの機関は市の企業サービス局に毎年この目標達成状況を報告することとされ、企業サービス局はこれらをまとめて市長に最終的な報告を行う。各機関は、「マイノリティ・女性所有企業プログラム監督官」(Commissioner)に「行政機関M/WBE 利用プラン」を提出しなければならない。
- 履行ボンドが要求されるプロジェクトの額が、5万ドルから25万ドルに引き上げられている。25万ドルを上回るプロジェクトに関しては、仕事を完了しない場合に備えての履行ボンド)が要求されている。

4. 実施時期

当時のDinkins 市長により1992年に設置；1994年1 月、Rudy Giuliani 新市長は、このプログラムの価格面の優遇措置を排除することを決定した。

5. 根拠条文

「ニューヨーク市の調達へのマイノリティ所有・女性所有企業の参加」第11編第3 章、1993年9 月27日に修正。

D. ワシントンD.C.

1. 実施部局

人権・マイノリティ企業開発局(DHRMBD)と市長のマイノリティ企業機会委員会

2. 施策の概要

中小企業(SBEs)、地元企業(LBEs)、企業地区企業(EZBE)あるいは社会・経済的弱者所有企業(DBEs)に対する特別区政府の契約機会を確保するため、地元・中小・社会・経済的弱者所有企業(LSDBE) プログラムを実施している。

(1) 中小企業(SBE):

特別区政府の契約に関して、50%を地元中小企業に対して発注する目標を設定している。ここで、中小企業とは、独立的に所有、運営および管理されている企業で、プログラムに申請する前の3 年間の年間総収入が下記の限度を上回らないもの。

- (a) 大型建造物建設会社 -1,900 万ドル
- (b) ビルディング建設会社-1,700 万ドル
- (c) 専門建設業者 -1,000 万ドル
- (d) 製品・機器-600 万ドル
- (e) 製造-800 万ドル
- (f) 一般サービス-1,500 万ドル
- (g) 輸送・運搬サービス-1,000 万ドル
- (h) 金融機関-3 億ドル
- (i) 専門職業的サービス会社-400 万ドル（個人的サービスの場合）から、1,500 万ドル（保養施設管理の場合）

(2) 地元企業(LBE):

LBEsは入札価格の5 %優遇、提案5 ポイント優遇を与えられている。ここで、地元企業とは、本社がコロンビア特別区内に現に所在し、特別区によって免許を与えられ、コロンビア特別区税法に従っている企業のこと。

(3) 社会・経済的弱者企業 (DBE):

DBEsについても同様に入札価格の5 %優遇、提案5 ポイント優遇がある。ここ

で、DBEsとは、LBEsであるか、あるいは一定の基準によりLBEsであるとみなされる企業で、株式および議決権の少なくとも51%が、社会・経済的弱者によって所有・運営されているものをいう。

(4) 企業地区内企業(EZBE)：

企業地区内（あるいは企業地区としての指定を受けるための申請書が提出された地区内）のLBEsは、2 %の優先目標を適用される資格を与えられる。コロンビア特別区は市境界線内に、経済開発（企業）地区として分類される特定の場所を設定している。

3. 施策の対象

証明を受けるための申請書は、人権・マイノリティ企業開発局に提出されなければならない。申請書は、コロンビア特別区がメンバーになっているワシントン地域マイノリティ企業証明地域委員会(WARCOMBEC) が使用している申請書と同一である。申請者は、入札開始あるいは提案期限の少なくとも15日前までに証明申請書を提出しなければならない。すべての申請内容が確認され次第、申請の最終的な承認が行われる。

申請者が不正直な、あるいは実質的に不正確な情報を提供したことが分かった場合には、当該申請者は、罰金、拘禁等を含む民事罰および刑事罰と入札停止を受ける。申請者はまた、違反の結果として政府が負う追加費用を支払う責任を負う。本区が特別区内に現に所在しない申請者でも、いくつかの例外規定を満たす場合には、SBE およびDBE としての証明を受ける資格を得ることができる。例外規定は、申請者が特別区との強い経済的結び付きを実証できるかに基づいている。こうした申請者は、証明を受ける資格を得るためには、まず例外規定を満たさなければならない。

4. 実施時期

1980年設置；1992年にO'Donnell 建設対コロンビア特別区事件で、第11裁判区控訴裁判所のRuth Bader Ginsburg によって違憲と裁定された。

O'Donnell 事件以前は、コロンビア特別区には、米国で最も積極的なマイノリティ契約プログラムがあり、建設契約総額の35%が地元マイノリティ所有企業のために留保されていた。現行プログラムは1992年に立法化された。

5. 根拠条文

1977年マイノリティ契約法：特別区政府の各機関に対し、すべての建設契約の総額の35%を地元マイノリティ企業に割り当てるよう要求していた。道路建設契約の10%をマイノリティ企業に割り当てるという目標を設定する連邦規則に基づいて1988年に施行された制定法も、1992年に裁判所で否決された。その特別区制定法は、特別区資金の道路建設契約の37%の留保を要求していた。

現行のLSDBE プログラムは、コロンビア特別区市議会によって承認され、「1992年地元・中小・社会的経済的弱者所有企業機会均等法」として1992年12月29日にSharon Pratt Kelly前市長によって立法化された法案に基づいて設置された。

(参考資料3) 公共契約の入札手続き

1. 入札手続き

一般的に、公共契約の受注手続きは、法令や行政機関の規則により規定されている。明確に規定された手続きがない場合には、発注担当者は、合理的な裁量により公共発注を行うことができる。

2. 入札資格

建設業者は、入札を申し込む以前には、資格の取得やその他の規制を求められることはないが、もし受注した場合には、それを必要とされることがある。

入札に際して課されうる唯一の制限は、例えば賃金法のような連邦法や州法への違反により資格外となることである。

3. 入札への招請、入札書の提出

競争入札の第一段階は入札への招請であり、これは、一般的に商業誌への公告によりなされる。

入札の申込みは、発注機関への入札書の提出であるが、契約法上は、発注機関により受理されることを要する。

4. 公開入札・封印入札

入札は、公開又は封印のどちらかで行われる。公開入札とは、入札の提示に際して発注機関は入札者と交渉することができる入札を言う。

封印入札とは、入札は封印された封筒により行われ、入札受付時間が終了するまでそれを開封してはならない入札である。

基本的に、発注機関は個別に交渉してはならず、公開の場で入札を開け、読み上げなければならない。封印入札は、入札者皆が平等に扱われ、内密の裏交渉が行われないよう保証する。

入札は、入札告知に示された要件を満たすものでなければならない。一度提出された入札でも、開封されるまでは取り消したり、再提出することができる。その後は、取り消し、変更ができなくなるが、入札者が入札の本質に関わる算定間違いを善意でしたときには、契約の履行を免除されることがある。

5. 最低価格の履行能力ある入札者の受注

発注機関は、一般的に、最低価格での履行能力ある入札者へ発注を行う。当該機関は、まず、入札が要件に合致しているかどうかを判断し、また、入札が自身の見積もりに照らして計算上・實際上バランスのあるものかどうかをみる。発注機関は、最低価格入札者の資格を評価することが許される。

発注機関は、そうした方がより低い入札を得られると考えるときは、最低価格入札者に受注させる代わりに、入札を引分け(tie)とすることができる。

6. 根本的変更原則

“根本的変更原則”は、もし、連邦発注官庁が、当初の契約義務を変更、修正した場合や官庁が契約不履行の場合には、受注業者が追加的に必要となった業務の合理的な価額を回復する権利を認めるものである。この場合の変更とは当初契約の条件を実質的に大幅に変更するものである必要がある。

州法においても、“定量評価原則”の下に同様の回復のための枠組みが存在する。

(参考資料4) 用語の定義

○ 中小企業 (Small Business)

- － 独立的に所有、運営され、その分野で優越的でない一定規模以下の企業をいう。
- － 規模の基準は、業種により異なり、年間売上高の過去3年間の平均が、総合建設業にあっては1700万ドル、専門建設業にあっては700万ドル未満である。
- － 優越的であるかどうかの判断は、業種の規模、雇用者数、財政基盤、競争的地位、資材の所有管理、特許、設備等様々な要素を考慮して行われる。

(連邦調達規則による19. 001～102による)

○ 社会・経済的弱者所有中小企業 (Small Disadvantaged Business)

(1) 社会・経済的弱者所有企業とは

- － ①少なくとも51パーセントを経済的にも社会的にも弱者である一人又は複数の個人により所有されている中小企業、あるいは少なくとも51パーセントの株式が社会・経済的弱者である一人又は複数の個人に所有されている公開所有企業(注1)で、②その経営と日常業務を同様の個人により営まれているものをいう。
- － また、少なくとも51パーセントを経済的に弱者であるインディアン種族や先住ハワイアン団体により所有されている中小企業や、少なくとも51パーセントの株式がこれらの者に所有される公開所有企業で経営や日常業務が経済的弱者であるインディアン種族や先住ハワイアン団体のメンバーにより行われているものも含まれる。

(2) 社会的弱者とは

- － 社会的弱者である個人とは、①人種的、民族的先入観又は、②個人としての資質に関係なくある集団の一員であることに起因する文化的偏見の下にさらされてきた者をいう。
- － 指定された集団(黒人、ヒスパニック系、ネイティブ(注2)、アジア・パシフィック系、インド亜大陸系)に属することを証明した個人は、反証のない限り社会的弱者とみなされる。
- － 上記の集団に属していない場合には、客観的かつ明確な事実に基づき自らの社会的弱者性を明らかにしなければならない。

(3) 経済的弱者とは

資本、信用を得る機会が同様のビジネスに携わる社会的弱者でない者と比べて少ないことにより、自由企業体制の中での競争力が損なわれている社会的弱者をいう。申請者自らが証明する。

(連邦調達規則19. 001による)

注1：原文では“a publicly owned business”で、株式会社等株式が公募され、所有経営が分離されている形態の企業を指す。

注2：アメリカ・インディアン、エスキモー、アレウツ及び先住ハワイアン。

○ 女性所有中小企業 (Women business enterprise)

女性所有企業とは、以下の要件をすべて満たすものをいう。

- ① 少なくとも51パーセントが一人又は複数の女性により所有されている企業、又は株式が公開されている場合には、少なくとも51パーセントの株式が一人又は複数の女性により所有されている企業であること。
- ② 経営や日常の運営が、その企業を所有する一人又は複数の女性により管理されていること。
- ③ 本拠事務所が合衆国内にあり、外国企業の子会社等ではないこと。

(カリフォルニア州公共契約法典による)

○ 障害退役軍人企業 (Disabled veteran business enterprise)

一 障害退役軍人とは、軍役に関連する障害を有するカリフォルニア州在住の合衆国退役軍人をいう。

一 障害退役軍人企業とは、以下の要件をすべて満たす企業をいう。

- ① 少なくとも51パーセントが一人又は複数の障害退役軍人に所有されている企業、あるいは公開所有企業の場合には、少なくとも51パーセント以上の株式が一人又は複数の障害退役軍人に所有されている企業；少なくとも51パーセントの株式が一人又は複数の障害退役軍人に所有されている親会社に完全に所有されている子会社；又は少なくとも51パーセントの経営・管理・収入が一人又は複数の障害退役軍人に有されているジョイント・ベンチャーであること。
- ② 経営と日常業務の運営管理が一人又は複数の障害退役軍人により行われていること。経営管理を行う障害退役軍人は、企業を所有する障害退役軍人と同一でなくてよい。
- ③ 本拠事務所が合衆国内にあり、外国企業の子会社等ではないこと。

(カリフォルニア州公共契約法典による)

(参考資料 5) 1995 年度連邦諸機関の優先調達目標見込み

NAME OF AGENCY	TOT. EST. PROCUREMENT (\$ in millions)	GOAL - SM. BUS. PRIME CONT. (\$%)	GOAL - SEC. 8(a) (\$%)	GOAL - SDB PRIME CONT. (\$%)	GOAL - WOMEN PRIME CONT. (\$%)	TOT. EST. SUBCONT. BY PRIME CONT. (\$%)	GOAL - SM. BUS. SUBCONT. (\$%)	GOAL - SDB SUBCONT. (\$%)	GOAL - WOMEN SUBCONT. (\$%)
Agriculture	\$2,643.8	1,348.3/51.0%	132.2/5.0%	132.2/5.0%	92.5/3.5%	\$724.7	319.6/44.1%	36.2/5.0%	14.5/2.0%
Commerce	\$766.0	306.4/40.0%	84.3/11.0%	30.6/4.0%	38.3/5.0%	\$100.9	40.4/40.0%	15.1/15.0%	5.0/5.0%
Defense	\$103,900.0	21,403.4/20.6%	0/0*	5,289.9/5.1%	1,766.3/1.7%	\$40,700.0	15,466.0/38.0%	2,035.0/5.0%	854.7/2.1%
Education	\$310.0	86.8/28.0%	23.3/7.5%	12.4/4.0%	15.5/5.0%	\$7.0	2.8/40.0%	0.5/6.5%	0.4/6.0%
Energy	\$8,780.0	3,029.1/34.5%	351.2/4.0%	702.4/8.0%	415.0/4.7%	\$800.0	320.0/40.0%	68.8/8.6%	16.0/2.0%
Health & Human Services	\$2,818.1	1,099.0/39.0%	253.6/9.0%	84.5/3.0%	113.2/4.0%	\$289.0	135.8/47.0%	24.6/8.5%	2.9/1.0%
Housing & Urban Dvlpmnt.	\$906.5	353.5/39.0%	54.4/6.0%	87.9/9.7%	63.5/7.0%	\$101.0	25.3/25.0%	19.2/19.0%	7.1/7.0%
Interior	\$1,292.8	711.0/55.0%	90.5/7.0%	51.7/4.0%	53.0/4.1%	\$50.0	22.5/45.0%	3.3/6.5%	1.0/2.0%
Justice	\$1,964.0	677.6/34.5%	155.2/7.9%	58.9/3.0%	58.9/3.0%	\$400.0	208.8/52.2%	42.0/10.5%	26.0/6.5%
Labor	\$766.8	191.5/24.9%	42.1/5.5%	47.2/6.2%	39.8/5.2%	\$120.2	75.2/62.5%	15.4/12.8%	6.0/5.0%
State	\$500.0	225.0/45.0%	44.0/8.8%	25.0/5.0%	25.0/5.0%	\$34.0	15.3/45.0%	1.7/5.0%	1.7/5.0%
Transportation	\$3,363.1	1,025.7/30.5%	386.8/11.5%	33.6/1.0%	67.3/2.0%	\$241.7	120.9/50.0%	25.4/10.5%	7.3/3.0%
Treasury	\$1,500.0	470.0/31.3%	160.0/10.7%	39.0/2.6%	78.0/5.2%	\$325.0	110.0/30.8%	16.3/5.0%	9.8/3.0%
Veterans Affairs	\$2,000.0	700.0/35.0%	90.0/4.5%	60.0/3.0%	60.0/3.0%	\$800.0	328.0/41.0%	48.0/6.0%	16.0/2.0%
Agency for Int'l Dvlpmnt.	\$433.9	152.7/35.2%	45.1/10.4%	23.9/5.5%	21.7/5.0%	\$7.8	4.2/54.4%	0.9/11.5%	0.4/5.0%
Env'l Protection Agency	\$1,400.0	350.0/25.0%	95.2/6.8%	35.0/2.5%	70.0/5.5%	\$150.0	84.0/56.0%	18.0/12.0%	7.5/5.0%
GSA	\$5,443.0	1,741.8/32.0%	217.7/4.0%	163.3/3.0%	163.3/3.0%	\$2,228.0	713.0/32.0%	133.7/6.0%	66.8/3.0%
NASA	\$10,643.0	1,117.0/10.5%	298.0/2.8%	\$80.0/ .75%	112.0/1.05%	\$3,834.0	1,265.0/33.0%	502.0/13.1%	153.3/4.0%
Tennessee Valley Authority	\$1,945.0	583.5/30.0%	48.6/2.5%	77.8/4.0%	31.1/1.6%	\$250.0	75.0/30.0%	25.0/10.0%	12.5/5.0%
All others	\$900.2	342.7/38.1%	110.2/12.2%	16.5/1.8%	29.5/3.3%	\$140.2	45.8/32.7%	9.5/6.8%	3.4/2.4%
TOTAL	\$154,741.5	36,732.1/23.7%	2,683.0/1.7%	7,072.6/4.6%	3,360.1/2.2%	\$51,303.5	19,367.6/37.8%	3,040.6/5.9%	1,212.0/2.4%

* The DOD did not establish a separate Section 8(a) goal. The DOD combined the goal with the SDB goal.

SDB - Small Disadvantaged Business

第二部 各国の特色ある建設産業政策

第1章 韓 国

I 請負額についての制限

1. 請負限度額制度

建設業法の規定に基づき、各建設業者毎に自ら請負うことができる1件の工事当たりの最高限度額が定められている。業者毎の施工能力を算定することにより、無理な施工、過度の競争、疎漏工事等を防止しようとするものである。

限度額は、1年に1回建設部長官により、工事实績、財務経営状況、技術開発投資額等の観点から一定の基準に基づき決定する。

2. 請負金額の下限制度

上限を定めた請負限度額制度に対して、請負金額の下限を定める制度もある。これは、中小業者の保護を目的とするものであり、請負限度額が一定額以上の大手の一般建設業者について適用されている。

下限金額は、建設部長官が、対象企業を請負限度額の大きさにより数段階に分類し、各区分毎に決定する。

なお、この下限制度は民間工事には適用されない。

90年建設工事請負金額の下限決定

対 象 業 者	請 負 の 下 限	業 者 数
(以上) (未満)		
2,000億ウォン～	13億ウォン	9
900億ウォン～2,000億ウォン	10億 "	11
500億ウォン～ 900億ウォン	7億 "	18
300億ウォン～ 500億ウォン	5億 "	20
200億ウォン～ 300億ウォン	3億 "	21
120億ウォン～ 200億ウォン	1.5億 "	47

Ⅱ 地域制限競争入札制度及び群制限競争入札制度

1. 地域制限競争入札

予定価格 20 億ウォン未満（約 2.2 億円）の工事については、当該工事現場がある地域に本社がある業者に入札参加資格を制限することができる。

これにより、地方中小業者を保護、育成し、地方景気活性化による業者の地方分散を図ることを目的としている。

制限する地域の単位は、9 道、1 特別市（ソウル）、5 広域市（釜山、大邱、仁川、光州、大田）までの大きさである。

根拠は、予算会計法施行令第 90 条。

2. 群（グループ）制限競争入札

予定価格 20 億ウォン以上の新規発注土木及び建築工事を対象工事とし、土建、土木又は建築の工事業免許を受けた業者で請負限度額が 20 億ウォン以上である企業を請負限度額の大きさに応じていくつかのグループに分け、発注工事の予定価格に応じて 10 群（グループ）に分け、発注工事の予定価格に応じて該当する群に属する企業の中で更に指名して、競争を行うもの。

この場合の群内での指名は、1～5 群では、当該工事申込発送及び受付順を基準にして該当群内で 60 社を順次指名する。6～10 群では、全企業を指名する。

Ⅲ 優秀建設業者の指定制度

毎年、建設部長官が、建設業者の中から、全体の 5 % の範囲内で優秀建設業者を指定することとなっている。

指定を受けた場合には、請負限度額の上積み（直近 2 年間の建設工事实績の平均額の 5 % 相当額が上積み）、優秀建設業者のみを対象とする指名入札への参加、PQ 審査における加点などのメリットがある。

しかし、指定基準の不備等の問題もあり、1989 年の制度創設以来、実際には 1 社も指定実績がない。

参考文献：1994 年建設経済研究所、米欧韓日の建設産業構造に関する調査研究報告書
1993 年周藤利一、韓国の建設産業

第2章 シンガポール

I 建築品質評価制度（CONQUAS）

1. 目的

建築工事についての客観的な品質評価のための合理的なシステムをつくることにより、品質に対する意識を高め、シンガポール建設産業が先進的国際建設企業の品質水準と比しうるような産業に発展に資すること。

2. 評価のしくみ

(1) 評価時期

- ・ 躯体工事に関しては、施工開始とともに審査作業も行われ、特に型枠、鉄筋については、コンクリート入れの前に行われる。なお、最初に審査したときの結果が対象となり、その後施工のやり直しをしてもスコアは変わらない。
- ・ 建築工事（躯体以外）、外構工事に関しては、プロジェクト完了後に行われる。

(2) サンプルの選定

全箇所について審査するのは現実的ではないので、審査する前に、評価人は実際に調査する箇所（エレメント）のサンプルを躯体、建築及び外構の3つの面から選定し、これについて評価を行うこととしている。選定は、建築物の大きさや機能の配置を考慮しつつ行われ、具体的には、以下のような基準に基づいている。

- ・ 躯体の面では、床面積、階数に応じて箇所数が定められ（例えば、4階建ての小学校建築物で40カ所程度、12階建ての100戸以上のマンションで120～150カ所程度）、調査箇所には、主はり、柱、構造壁、スラブ、複合接統部などが含まれていなければならない。
- ・ 建築の面では、総床面積に応じて箇所数が定められているとともに、建物の用途別に、主要部分、連絡部分（廊下、階段等）、共用部分（トイレ、キッチン等）の三部分について調査箇所割合が決められている。
- ・ 外構では、各建築物ごとに排水路・エプロンを1箇所ずつ調査しなければならないなどが細かく規定されている。

(3) スコア審査

構造、建築、周辺工事の3項目の下にさらに細項目を網羅的に設定し、これらについてあらかじめ配点が定められている（参考1）。

スコアの審査は、選定されたサンプルについて、審査人が各細項目毎に設けられたいくつかのチェック事項を審査する（その基準に当てはまるかどうかの択一方式）ことにより、各細項目毎のポイントを求め、それを合計することにより行われる。各細項目毎のスコアの求め方には項目により以下の2種類の方法のいずれかが採られている。

- ① チェック事項のうち審査基準に照らして適合しないもの（施工が良好と認められたもの）の総チェック事項に対する割合を設定ポイントに乗ずる。
- ② 審査基準に適合しないものの割合に応じて一定のポイントを与える。

また、建築物のかしは、使用後ある程度経てから判明することが多いので、CONQUASにおいては、建築と外構について、後で判明したかしにより修正することとしている。具体的には、1,000㎡について2点以上かしが判明した場合に、最初の1つを点を除き1点毎に、建築については2ポイントを、外構については1ポイントをスコアから減点することとしている。

さらに、建築資材についても、当初審査の場合には基準を満たすものとみなされたが、後に不良なものと判明した場合には、ペナルティとして2ポイント減点される。

（参考1）審査項目別ポイント数

審 査 項 目		ポイント
軀 体 *1	型 枠	5
	鉄 筋	10
	仕上げコンクリート	15
	コンクリートの品質	10
小 計		40
建 築 (軀体以外)	床	10
	内 壁	10
	天 井	3
	戸 窓	4
	配 管・接 合	3
	電気・機械設備	3
	屋 根	6
	手 す り 等	3
	外 壁	8
小 計		50
外 構	エプロン・排水路	2
	道路・駐車場	2
	歩道・芝刈	2
	フェンス・門	2
	そ の 他	2
小 計		10
合 計		100

*1：建築物により鉄骨作業、又はPC（プレストレスト・コンクリート）も審査の対象となる。

3. この制度の導入により、建設業界全体の品質に大きな効果を上げており、産業全体のCONQUASの平均スコアは、1989年の65ポイントから1993年には72.6ポイントになっている。

Ⅱ 公共工事入札における品質実績優遇制度

政府の発注する３００万シンガポール・ドル以上の公共工事入札において、過去の工事实績から優良と認められた地元の請負業者を優遇する制度。CONQUASのスコアが工事实績の品質を評価するための基礎となり、最近のプロジェクトにおいて良質な仕事を行った建設業者に対して、最大５％（又は、５００万シンガポール・ドルの低い方）の優遇を入札に際して受けられる。

地元業者とは、シンガポールに会社登録があり、国民又は永住者が５１％以上の出資を行っている会社をいう。

<プレミアム>

最近の３工事におけるCONQUASの平均スコアが６５ポイント以上の業者に対して、以下の要領でプレミアム率が与えられ、最低入札価格にその率を乗じた額がプレミアムとなる。つまり、その業者の入札価格と最低入札価格との差がプレミアム率の範囲内にあれば、その業者が落札することができる。

$$\text{プレミアム率（％）} = (Q - 65) \times 0.2$$

Q：最近の３工事におけるCONQUASの平均スコア

なお、プレミアム率は最高５％までであるほか、CONQUASの平均スコア算定の対象となった３工事の総額に応じて金額面での一定の上限が設定されている。

第3章 イギリス

I 指名下請制度 (Nominated sub-contract)

1. 概 要

発注者が、入札又は随意契約によって特定の下請業者をあらかじめ指定するしくみである。同様に、特定の資材供給業者をあらかじめ指定する指名サプライヤー制度がある。

このしくみが採られることとなった経緯としては、19世紀以降の近代技術の急激な普及に伴い、建築家は設計に当たって技術的専門家である専門工事業者ないし資材供給業者の援助が必要となったことから、設計段階からこれらの者の支援を受けるとともに、工事段階では指名業者とすることが行われ始め、やがて一式請負の中にこれが包含されることになったものである。

2. J C T 8 0 における指名下請けの仕組み

J C T 8 0 *1では、指名下請けのための基本的な手続きとして2方法が示されている。うち「原則的方法」とされるのは以下のとおりである。

- ① 下請工事について入札が行われ、下請業者を選定したら元請業者に対して一次的な指定通知を行う。
- ② これを受けて、元請業者と下請業者とは条件について協議し、合意に達すると、発注者は正式に下請業者を指定する。合意に達しなかった場合には、再下請入札が行われる。
- ③ 正式な指定により、下請業者と元請業者は自動的に下請契約関係に入ることとなる。

3. G C / W o r k s / 1 における指名下請けの仕組み

G C / W o r k s / 1 *2においては、契約書類において「プライム・コスト」事項と指定された部分の施工については、元請業者は、指名下請業者と契約しなければならないとされている。指名下請業者は発注者やプロジェクト・マネージャーにより示

*1: Joint Contracts Tribunalにより策定された建設契約に関する約款のうち、1980年にそれまでの約款を見直して策定されたもののこと。英国においては、発注者により使用される契約約款が異なり、その意味で標準約款というものとは存在しないが、これは、民間発注及び地方政府発注において広く用いられている。J C Tとは、契約約款の策定を行うための場として設けられた建設産業関係者からなる協議体である。

*2: General Conditions of Government Contracts for Building and Civil Engineering Works の略。政府により策定されたもので、かなり発注者の立場に立った片務的な内容の特徴とする。

された方法で選定されることとされるが、具体的手続きに関しては約款では明かでない。「プライム・コスト」事項に関して支払われる金額は、基本的に下請業者の申請価格によることとされ、また、この部分に関する事後的な工費の変更は、元請価格の同様の変更を伴うものとされる。

4. J C T I F C 8 4における指名下請けの仕組み (Named sub-contract)

J C T 8 0 の指名下請けの仕組みとは別に、J C T I F C 8 4 *3に基づき、簡易な手続きで下請業者を指名する制度がある。前者は“Nomination”と呼ばれるのに対して後者は“Naming”と呼ばれ、同様の目的を有するものであるが、仕組みはかなり異にする。基本的な手続きは以下のとおりである。

① まず、元請業者が、入札書において、想定する下請業者を指名し、詳細な発注業務内容、下請予定価格を提示する。

② 提示される下請予定価格は、元請業者が独自に算定するもので、下請業者からの申請価格には拘束されない。

③ 元請業者が受注した場合には、一定期間内に下請契約が締結されなければならない。もし、当該下請業者が契約関係に入ることに同意しなかった場合には、発注者は契約条件を変更する等調整を図る。

5. 指名下請制度のメリット

○発注者： この制度によるメリットは、品質面と時間・コスト面と2点から考えられる。品質面では、発注者が品質確保のため、下請けレベルにまで一定の関与を及ぼすことが可能となる。また、時間面では、通常かなりの時間を必要とする専門工事業者が行う部分について、全体契約に先だって施工を始めることが可能となるので、大幅な時間的節約ができ、これは、コスト面でも節約になる。

○元請業者：元請け業者についても、下請け部分の履行責任を大幅に軽減できるというメリットがある。

○下請業者：技術・経営に優れた企業が契約を獲得できることのほか、少なくとも元請けからのしわ寄せを回避できる。

なお、この仕組みは、主に品質確保のために、発注者（多くの場合設計者）サイドの考慮により行われるもので、下請け保護という観点から採られているものではない。

*3: Intermediate Form of Building Contract の略称。詳細にわたる J C T 8 0 に比べ簡潔であり、柔軟な適用が可能である。従って現在かなり広く用いられてきている模様。

6. 運用の現状

現在は、実際には、高度な技術・ノウハウを必要とするような部分の施工や装置についての発注などかなり特別な場合（例えば、高速エレベーター、情報通信設備）に用いられるにとどまり、あるレポートによると、専門工事業者の1割程度しか指名されておらず、発注者は、このしくみの利用に消極的になっているものと思われる。その理由としては、この仕組みが必ずしも発注者の利益にならず、むしろ仕様を詳細に決めて元請けに性能発注する方が発注者が下請けに関して直接的なリスクを負わなくて済むと考えられるようになったこと、全体の施工管理を元請けに任せながらその重要な部分についての施工者を元請業者と無関係に決定することがフェアでないと考えられることなどである。

II 公共工事の受注額についての制限

1. 公共工事の受注額の制限の方法

- ① 個々の公共工事契約は、当該企業の年間売上高の25%を超えてはならない。
- ② 現在契約中の公共工事契約は、当該企業の年間売上高の3分の1を超えてはならない。

2. 制度の趣旨

本制度は、政府を守るためという視点よりは、個々の建設業者の健全な育成のための規定として位置づけられている。その理由は、中央政府や地方公共団体の事業については、政権の交替等により、事業計画全体の見直しを行う場合があり、そのような場合、過度に政府に依存している会社は経営危機に陥るからであるとされている。

3. 留意点

- ① 英国においても、わが国の場合と同様に、建設業者は建築主体のところと土木主体のところがあるが、港湾、ドック、空港など多くの工事は民営化されているため、土木主体の建設業者であっても、上記の要件を満たすことは可能である。
- ② 現在契約中の公共工事契約については、CMIS（請負業者管理情報システム）*1により管理される。現在、CMISは中央政府の約150の発注機関とつながっており、工事の発注や完成検査があった場合には、直ちに入力することとされており、個別企業の公共事業の受注額が把握できる体制となっている。
- ③ 上記の基準は絶対的なものではなく、合理的な理由があれば、当該基準を超えても契約は締結される可能性がある。例えば、既存の契約に係る工事が完成間近

*1: Contractor Management Information System の略。英国環境省による公共調達のための認定業者のリストの維持管理システム。企業の技術・財務情報等がデータベース化されている。

となっている時には、仮に新たな契約の締結が「3分の1」の基準を越えること
となったとしても、契約を結ぶことが認められる場合がある。

参考文献：1992年 John Murdoch & Will Hughes, Construction Contracts -Law and
Management-
1985年 John Parris, The Stabddard Form of Buikding Contracts JCT80

第4章 フランス

I 保険制度と建築業者資格証明制度

1. Q U A L I B A Tによる資格証明について

Q U A L I B A T（建設資格及び分類証明専門機関）*1は、建設業界、アーキテクト業界、不動産業界により設立された民間機関で、政府との協定に基づき、政府の監督の下で企業の資格審査と資格証明を行うこととされている。

資格証明の対象は建築物の工事（電気工事は除く。）を行う業者である。（土木分野の業者については、別個のシステムが存する。）

資格証明を受けようとする業者は、Q U A L I B A Tに対して様々な必要書類を添えて申請する。これを受け、審査委員会（県レベルで置かれている。）により、経営、技術及び財務の3点から業者の能力を審査し、49種の専門分野において、技術面による細区分を行って、361種の資格証明を与えている。この場合、多分野の工事を行う業者は複数の資格を有することとなる。

これにより、ある業者が、工事の分野・難易度別になされた分類のどこに該当するか、すなわち、業者の施工に関する技術的能力や信頼性に関する情報が示される。

さらに、資格証明書においては、証明対象企業を、従業員数と年間売上の2点から分類している。

従業員数に関しては、6段階に区分され、規模の小さい方から順に、1つから6つの星で表される。また、年間売上高については、8段階に区分され、額の小さい方から順にAからHで表される。このように、業者の規模に応じて分類をするものであり、業者の施工能力の優秀性によって格付するものではないが、発注者は、従業員数と売上という一定の外形的要件から、その業者の能力を判断することができる。

1991年において、この資格証明を受けている業者は約52,000社であり、売上げの約80%をこの業者で占めている。（フランスの建設業者数は30万強であるが、このうちQ U A L I B A Tの格付の対象となる建築業者がどれほどかを区分することができないので、全体に占める比率は求められない。）

なお、公共調達について、この資格証明は義務的に必要なものではなく、発注機関の参考資料にとどまるものである。

*1：正式名称は、Organisme Professionnel Qualification Certification Batimentで、1949年に設立された非営利の民間機関。

2. 建設保険制度について

フランスでは、建設保険制度が整備されている。これは、建設業に対する体系的な監督制度が存在しないこと（建設業者を監督するための建設業法に当たるものはない。）と関係していると思われる。義務保険には、10年間保証制度と施主損害保険制度の2種類がある。

(1) 10年間責任保険

建設工事関係者は、民法上の責任（重大な過失・故意を要件とする。）とは別に建設から10年以内に発見されたかしについての責任を負うこととされており、この責任を担保するため、施主と契約関係にある者は、保険に加入することが義務づけられている。（スピネッタ法、1978年）

具体的には、保険の加入義務者は、①建築家、建設業者、建築技術者、②自ら建築し、又は他人に建築させて、これを販売する者、③建築部品の供給者、等である。また、かしとは、躯体、基礎、屋根、配管、固定設備等の堅牢性及び使用の適正を損なう欠点を言う。

この保険は、上記の者が、プロジェクトベースではなく、年間ベースで加入するものである。

保険料は、業者の年間総売上げに基づき算定される。その企業の能力をある程度勘案する保険会社もある。

(2) 損害保険

建設物の所有者となる者は、損害保険に加入することを義務づけられている。これにより、かしについての責任の所在を確定することを必要とせず、建築物所有者はすみやかに生じた損害について修繕を行うことが可能となる。この保険は、プロジェクトベースで行われる。通常、検定事務所が設計や現場での施工を各段階で検査し、その報告により保険料の割引が受けられる仕組みとなっている。なお、自ら居住するための住宅の建築についても、所有者に加入義務が課されているが、これについては違反に対する罰則はない。

3. QUALIBATによる資格証明と建設保険との関係

○一般建設業については、10年間保証保険加入に際してQUALIBATによる資格証明は必要とされていないが、もし有している場合には、15～20%程度の割引を受けることができる。（あくまで、保険会社の判断によるもので、制度的に確立されているものではない。）

○専門建設業者については、QUALIBATによる資格証明を必要としている。保険料は、ケース・バイ・ケースで行われる。

Ⅱ 下請契約制度

1. 下請契約関係

フランスでは、建設産業における下請けが果たす役割の重要性に鑑み、法律に基づき、下請業者保護を図っている。（下請け契約に関する1975年12月31日法）

この法では、元請業者は、業務の一部について下請け契約を締結しようとするときには、元請契約締結時又は契約の全期間を通じて、①各下請け業者の選択についての容認と、②下請け業者に対する支払条件についての同意をあらかじめ得なければならないとされている。

選択と契約条件に関与することにより、発注者は、元請け業者と下請け業者の調停的機能を果たすとともに、2. で述べるような保護措置を下請けが受けるための要件となる。

上記の義務は、発注者の民間、公共を問わず、すべての下請契約に適用されるが、物品供給に係る下請契約は対象外である。

2. 下請け直接支払制度

(1) 直接請求

発注者からあらかじめ同意を得た下請業者は、元請業者が支払債務を履行しない場合に、施工完了した仕事について直接、発注者に対して支払を求めることができる。ただし、民間契約又は契約額 4,000フラン未満の公共契約の場合には、実際に直接支払をするかどうかは、発注者の判断に委ねられている。

(2) 直接支払（義務的）

契約額が 4,000フラン以上の公共発注契約については、下請業者から直接支払請求を受けた発注者は、義務的に支払わなくてはならない。

これが適用されるためには、元請業者は、入札時に、下請け契約の容認に加えて、下請けに付す各役務の内容と下請金額を明らかにしてなければならない。

(3) 請求手続き

直接請求を行うための手続きは、

- ① まず、下請業者は、支払を元請けに請求し、15日以内に、元請けが異議を唱えなかった場合、又は、元請けが発注者に請求について連絡をとらなかった場合に、直接発注者に支払を請求できる。
- ② 請求を受けた発注者は、15日以内に元請けが下請けからの代金請求に応じていないかどうか確認を行う。
- ③ これを踏まえ、発注者は、直接支払を行うかどうか決定。

なお、直接支払により、元請けの下請けに対する契約上の義務が果たされるわけではない。

第5章 ドイツ

I 規模分割発注・職種別分離発注

ドイツにおける公共工事の発注の在り方についての原則として、以下のような規定がある。（公共建設工事の発注に関する一般的規定：V O B－A）

- ① 建設工事は、統一的かつ完全な施工と包括的な保証が確保されるような方法で発注されなければならない。このため、施工全体は、事業のための資材供給と一体的に発注されなければならない。
- ② 大規模な建設工事は、できる限り工区に分割し、工区ごとに発注されなければならない。（Teillose）
- ③ 異なる技能や職種を使用する建設工事では、それぞれの技能・職種ごとに発注されなければならない。（fachlose）

1. 分割発注（Teillose）

プロジェクト規模が大きいとき実施されるもので、土木工事、建築工事いずれでも用いられる。これにより、効率性を確保し、大規模かつ完全な施工を図る。分割する際の具体的な基準はないが、施工に際して明確に分離できることは必要条件である。1社で請け負える規模より大きめに分割して中小業者がJ Vを組むよう誘導する場合等もある（ベルリン市の例）。

2. 分離発注（fachlose）

職種別の分離は、V O B／Cの分類により、石工、屋根、タイル、ドア・窓、等ごとに分けることができるが、地域の実情に応じて分類は異なる。また、職種別分割は一般的なルールで義務的なものではなく、専門工事業者の実績・利用可能性などにより複数の職種を合わせることもある。（例えば、整地/石工/コンクリート、屋根葺き/配管、暖房/風呂、外装/壁）

この分類に分離された業務をさらに複数の業者に分割するものではなく、分類毎に1社に発注される。大規模な企業がほとんどないドイツにおいては、基本的にはこの方式が用いられており、例えば1994年のベルリン市の発注については、3／4が分割又は分離発注である。

II 下請け直接支払制度

1. 制度の概要

発注者は、元請業者の債権者で元請業者の請負工事の実施に関与しているもの（第三者という。）に対し、元請業者の金銭債務を支払う権限を与えられている。（公共建設工事の施工に関する一般契約条件：V O B－B第16条第6項）しかしながら、これは、発注者の特別な権限であり、義務ではないとされ、第三者が発注者から直接

支払を受ける権利を有しているわけでも、また、元請業者が発注者にそうするよう求めることができるわけでもない。

2. 適用手続き

以下のような場合に、第三者への支払ができるとされる。

- ・ V O B - B の契約条件が事業全体に適用されていること
- ・ 第三者が、元請業者との業務、資材提供を完了していること
- ・ 元請業者の支払が遅滞していること
- ・ 建設契約に関する正当な支払に関すること
- ・ 元請業者が支払に同意していること

元請業者の同意が前提となるのは、発注者と元請業者の契約の一部を変更することとなるためである。同意を得る手続きについては、まず、債権者の請求に基づき、発注者が元請業者に対して、その請求を認めるかどうか、あるいは、どの程度認めるのかについて回答を求め、元請業者は一定期限内に回答する義務を負うとされている。そして、元請業者が期限内に回答しない場合には、債権者（下請業者）の請求が承認され、かつ、債務不履行が確認されたとみなされる。

なお、元請業者が倒産した場合には、この制度に基づく支払いはできない。

3. 運用の実情と評価

この制度は、上述のように元請業者が支払うことが不可能となるような事態に陥った場合に用いられる例外的なものであり、これに基づき直接支払が行われる例は極めて少ない。（統計はないが、せいぜい年間2～4件程度と思われる。）

しかしながら、元請と下請との関係に発注者が介入することにより、短期間に権利関係を確定し、下請への直接支払を可能にするものとして、下請けの保護のため重要な役割を果たしていると考えられている。

第6章 ヨーロッパ連合（EU）

I 地域優遇政策

EUにおいては、EEC条約第30条において、加盟国が貿易制限やそれと同様の効果を有すると考えられる政策を採ることを基本的に禁じている。一方、同条約の第92条においては、加盟国政府が、自国産業の育成のために助成を行うことを認めている。そこで、政府調達において地域政策の観点から自国産業を優遇する制度が92条による「助成」に当たるかどうか、もし当たるとすると、その優遇施策は第30条との関係ではどうなるのかという問題がある。イタリアの制度（調達の一定割合を南部の地域から調達することを義務づけているもの。）をめぐる裁判において、ヨーロッパ司法裁判所は、当該優遇制度は「助成」には当たらないとともに、第30条にも基本的に反するとしている。

公共事業指令93／37／EECによると、公共契約の落札基準に関しては、最も低価格なもの又は最も経済的に有利なもののいずれかによることとされている。後者の二次的な基準としては、工期、運営費、費用対効率、技術的メリット、品質、アフターサービス等が考えられる。ただし、これを用いるに当たっては、その基準の内容を入札書類等で明らかにするとともに、可能であればこれらの基準の中での優先度などを示しておく必要があるとされている。

II 中小企業政策

中小企業活動が、EU経済全体の成長、競争力、雇用を左右する重要なものであるとの考え方に立ち、市場統合に伴う新たな経済秩序に対応して、中小企業による統一市場への参加を促進し、また、その競争性を向上させるため、EUにおいては、この1～2年の間に、様々な対応策を講じてきている。主なものは、以下のとおり。

なお、EU経済において、中小企業は、雇用者数で全体の72％、生産額で69％の割合を占めている。

1. 金融面での支援策

① ヨーロッパ投資銀行（EIB）による融資

EIBは、経済発展、雇用拡大、競争力確保に資するよう、中小企業による投資への貸付が円滑に行われるための制度を設けている。

融資の対象となるのは、原則として従業員数が500人未満で、年間売上額が3,800万ECUであり、1／3以上が大企業に所有されていない加盟国内の中小

企業が、設備投資等を行う場合である。

E I B は、このような中小企業に融資を行う金融機関に対して、プロジェクト資金の最大 50 % までについて、2 % の利子補給を行う。

この総合的融資（“Global loans”）が適用されるからといって個々の金融機関は当該中小企業に対して融資しなければならないというわけではなく、融資を実施するかどうかは金融機関の判断であり、したがって、この制度のもとに行われた個々の融資のリスクは、あくまで各金融機関が負うとされている。

E I B の産業別融資実績（1994）は以下のとおり。

- ・ 交通運輸
- ・ 電気通信
- ・ 環境保全、都市再開発、インフラ整備
- ・ エネルギー
- ・ 産業・サービス
- ・ “Global loans”

② ヨーロッパ投資基金（E I F）による債務保証

中小企業に対する債務保証を、E I B と連携しつつ供与する。

その他、中小企業対策とは別であるが、ヨーロッパ社会基金による低開発地域に対する援助（職業訓練への助成、自営業者の育成のための支援等）プログラムがある。

2. 統一市場における企業協力への支援策

① 企業協力センター（B R E）

他の加盟国における新たなビジネス関係を求める中小企業に、その地域の企業との協力関係を築くための支援を行う。

B R E の地域支部では、他国の中小企業と技術的、財政的、商業的な面で協力関係を求める中小企業からの申請に基づき、当該企業の申請をニュースレター、地方紙、雑誌などで公告したり、データベースで検索したりして、相手となる企業を斡旋する。

② 企業協力ネットワーク（B C - N e t）

技術的、財政的、商業的な面で協力できるパートナーを E C 加盟国及び一定の非 E C 加盟国に求める中小企業を支援するため E U により運営されているネットワーク。このネットに関心のある企業は、企業概要と申請書を近くの B C - N e t 支部（商工会など）を通じて中央データベースへ登録し、中央事務局で、協力のタイプ、産業分野、地理的条件を勘案して、適当な相手を見出した場合には、支部へ連絡する。このように支部は、国際、国内、地域レベルで登録中小企業に

ふさわしいパートナーを斡旋するとともに、場合により、協力協定の締結まで手伝う。このサービスは有料である。

なお、1988年のネット創設以来建設業者の利用は今のところほとんどない模様。

③ 企業協力推進のための会議（EUROPARTENARIAT）

経済的後進地域や停滞地域の活性化と中小企業間の協力関係の強化のため、中小企業の経営者が直接接触する場としての会議が年2回開催されている。ここでは、当該地域の中小企業数百社と、あらかじめこれらの参加企業の概要が記載されたカタログを基に事前に検討を行った企業が各国から集い、直接交渉の機会を持つ。これまで、ウェールズ、ポルトガル、ポーランド等で開催されている。

3. 下請企業対策

下請けが、経済発展と雇用の拡大にとって大きな役割を果たすものであることから、EUとしては、当面5つの分野（自動車、電気、航空、繊維、建設）に的を絞って、統一市場において下請けが円滑に行われるような環境づくりを推進している。

具体的には、以下の活動を推進

- ・ 下請けに関する調査
- ・ 下請けの法制面に関する実用ガイドの発行
- ・ 下請けデータベース（SCAN）の創設等による元請けと下請けとの情報交換の改善